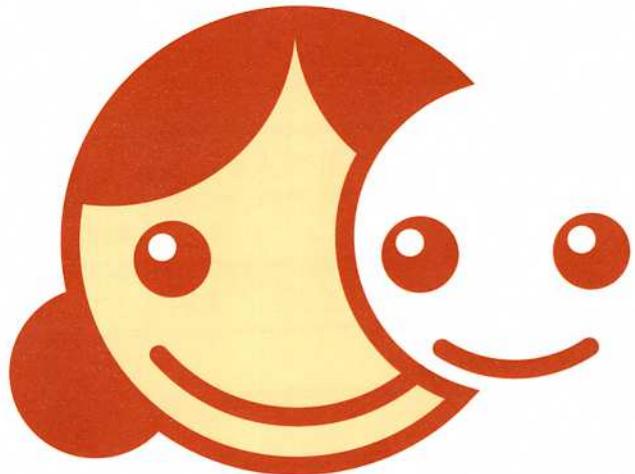


# 認定こども園

認可・認定等事務の手引き



おおいた子育て支援

令和7年4月

大分県

## 目 次

### 第1章 認定こども園制度の概要

1	関係法令等	1
2	認定こども園の施設類型	4
	(1) 認定こども園の四類型の比較	
	(2) 認定こども園の主な認可・認定パターン	
3	用語解説	8

### 第2章 幼保連携型認定こども園の認可基準と運営

1	幼保連携型基準条例の基本的な考え方	10
2	学級の編制	10
3	職員配置の基準	11
4	職員について	14
5	園長及び職員の資格	15
	(1) 園長の資格	
	(2) 他の職員の資格	
6	施設整備	19
	(1) 園舎の階数	
	(2) 建物及びその附属設備の一体的設置	
	(3) 園舎の面積	
	(4) 園庭の位置及び面積	
	(5) 園舎に備えるべき設備	
	(6) 調理室	
	(7) 設備の面積基準(乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室)	
	(8) 備えるよう努める設備	
	(9) 園具及び教具	
7	食事の提供	28
	(1) 提供範囲	
	(2) 弹力運用	
8	教育及び保育を行う期間及び時間	28
9	教育及び保育の内容	29
	(1) 幼保連携型認定こども園の目的	
	(2) 教育及び保育の目標	
	(3) 教育及び保育の内容	
10	子育て支援事業	30

(1) 子育て支援事業実施に係るポイント	
(2) 子育て支援事業のメニュー	
11 職員の資質の向上	31
(1) 自己研さんの重要性	
(2) 指導計画等の充実	
(3) 職員間の相互理解	
(4) 幅広い研修の確保	
(5) 園長に求められる能力の多様性	
12 管理・運営	32
(1) 幼保連携型認定こども園の設置者	
(2) 園地・園舎の所有	
(3) 運営の状況に関する評価	
(4) 運営の状況に関する情報の提供	
(5) 非常災害対応	
(6) 学校安全計画の策定	
(7) 危険等発生時対処要領の作成等	
(8) 食育の推進	
(9) 苦情への対応	
(10) 園児の人権の擁護、虐待の防止	
(11) 出席簿、法定表簿	
(12) 学校保健計画の策定	
(13) 環境衛生検査	
(14) 園児の健康診断	
(15) 職員の健康診断	
(16) 感染症の予防措置	
(17) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師	
(18) 幼保連携型認定こども園である旨の掲示	

### 第3章 幼保連携型認定こども園の認可等に係る手続き

1 届出・認可申請	41
(1) 届出書・申請書	
(2) 申請前の準備	
(3) 申請書類の作成	
(4) 申請の窓口	
(5) 審査	
(6) 市町村への協議	

(7) 審査部会への意見聴取（年1回開催予定）	
(8) 認可の通知	
2 設置後の手続き等	51
(1) 廃止又は休止の届出・申請	
(2) 設置者の変更の届出・申請	
(3) 変更の届出	
(4) 臨時休業に係る届出	
(5) 運営状況報告	
3 認定こども園に関する情報の提供	55
(1) 県による周知	

#### 第4章 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園の認定基準と運営

1 職員配置の基準	57
2 職員の資格	58
3 施設設備	60
(1) 園舎及びその附属設備の位置	
(2) 園舎の面積	
(3) 保育室又は遊戯室の面積	
(4) 乳児室又はほふく室の面積	
(5) 屋外遊戯場の面積	
(6) 屋外遊戯場の場所の特例	
(7) 調理室	
(8) 保育室等を2階以上に設ける場合の要件	
4 教育及び保育の内容	65
(1) 留意事項	
(2) 項目別内容	
5 保育者の資質の向上等	67
6 子育て支援	68
7 管理運営等	69
8 過疎地域等における特例	71

#### 第5章 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園の認定等に係る手続き

1 認定申請	72
(1) 申請前の準備	
(2) 申請書類の作成	
(3) 申請窓口	

（4）審査	
（5）市町村への協議	
（6）認定の通知	
2 認定後の手続き等	80
（1）変更の届出	
（2）運営状況報告	
（3）廃止又は休止の届出・申請	
3 認定こども園に関する情報の提供	83
（1）県による周知	



## 第1章 認定こども園制度の概要

### 1 関係法令等

#### 【国】

##### [法律]

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」  
(平成 18 年法律第 77 号)  
⇒ 手引きでは「法」と表記。

##### [政令]

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令」  
(平成 26 年政令第 203 号)

##### [府省令]

- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」  
(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号)  
⇒ 手引きでは「府省令」と表記
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号)  
⇒ 手引きでは「法施行規則」と表記

##### [告示]

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」  
(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)  
⇒ 手引きでは「基準」と表記
- ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」  
(平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」  
(平成 27 年内閣府告示第 49 号)

## [通知]

- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」

（令和6年1月29日最終改正：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

⇒ 手引きでは「R3.1.29 府省通知」と表記

- ・「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について（通知）」

（平成26年12月18日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・文部科学省高等教育局私学行政課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

⇒ 手引きでは「平26.12.18 府省通知」と表記

- ・「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和6年3月29日最終改正：こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長通知）

⇒ 手引きでは「令6.3.29 留意事項通知」と表記

- ・「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」

（令和6年4月12日最終改正：こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長通知）

⇒ 手引きでは「令6.4.12 処遇改善通知」と表記

## [Q&A]

- ・「事業者向けFAQ（よくある質問）（第7版）」（平成27年3月31日）

⇒ 手引きでは「事業者向けFAQ」と表記

- ・「公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.24）」（令和6年3月8日）

⇒ 手引きでは「公定価格に関するFAQ」と表記

## 【県】

### 〔条例〕

- ・「大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」  
(平成 26 年大分県条例第 37 号)  
⇒ 手引きでは「幼保連携型基準条例」と表記
- ・「大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例」(平成 18 年大分県条例第 49 条)  
⇒ 手引きでは「幼稚園型等基準条例」と表記
- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」  
(平成 24 年大分県条例第 61 号)  
⇒ 手引きでは「児童福祉施設基準条例」と表記

### 〔規則〕

- ・「大分県幼保連携型認定こども園の認可手続き等に関する規則」  
(平成 27 年大分県規則第 5 号)  
⇒ 手引きでは「認可手続規則」と表記
- ・「大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則」  
(平成 18 年大分県規則第 80 号)  
⇒ 手引きでは「認定手続規則」と表記

### 〔告示〕

- ・「幼稚園型認定こども園等の運営の指針」(平成 18 年大分県告示第 912-2 号)  
⇒ 手引きでは「運営指針」と表記・

## 2 認定こども園の施設類型

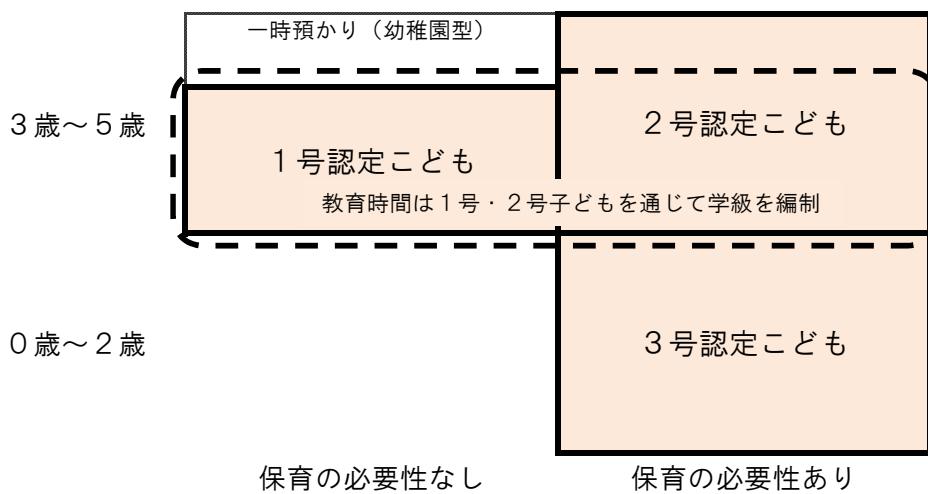
### (1) 認定こども園の四類型の比較（主なもの）

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	・学校かつ 児童福祉施設	・学校（幼稚園＋ 保育所機能）	・児童福祉施設 (保育所＋幼稚園 機能)	・幼稚園機能 ＋保育所機能
職員の性格	保育教諭 (幼稚園教諭＋保 育士資格、15年間 [～R11年度]の経 過措置あり)  主幹保育教諭 (幼稚園教諭＋保 育士資格、12年間 [～R8年度]の経 過措置あり)	・満3歳未満→保育 士資格 ・満3歳以上→原 則、両免許・資格併 有。 ただし、当該施設に おいて幼児教育に従 事していることを証 すれば、幼稚園免許 従事可。 ただし書きに関わら ず学級担任は幼稚園 教諭、満3歳以上の 教育及び保育時間相 当利用児の教育及び 保育に従事する者は 保育士資格（認定の 日から起算して5年 間は経過措置あり）。	・満3歳未満→保育 士資格 ・満3歳以上→原 則、両免許・資格併 有。 ただし、当該施設に おいて保育に従事し ていていることを証す れば、保育士資格で従 事可。 ただし書きに関わら ず学級担任は幼稚園 教諭（認定の日から 起算して5年間は経 過措置あり）、満3 歳以上の教育及び保 育時間相当利用児の 教育及び保育に従事 する者は保育士資 格（認定の日から起 算して5年間は経過措 置あり）。	満3歳未満→保育士 資格。 ・満3歳以上→原 則、両免許・資格併 有。 ただし、当該施設に おいて保育に従事し ていていることを証す れば、保育士資格で従 事可。 ただし書きに関わら ず学級担任は幼稚園 教諭（認定の日から 起算して5年間は経 過措置あり）、満3 歳以上の教育及び保 育時間相当利用児の 教育及び保育に従事 する者は保育士資 格（認定の日から起 算して5年間は経過措 置あり）。
給食の提供	・2号・3号子ども に対する食事の 提供義務 ・自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）	・2号・3号子ども に対する食事の 提供義務 ・自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）	・2号・3号子ども に対する食事の 提供義務 ・自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）	・2号・3号子ども に対する食事の 提供義務 ・自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）
開園日 ・開園時間	11時間開園、土 曜日開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じ て設定	11時間開園、土 曜日開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じ て設定

## (2) 認定こども園の主な認可・認定パターン

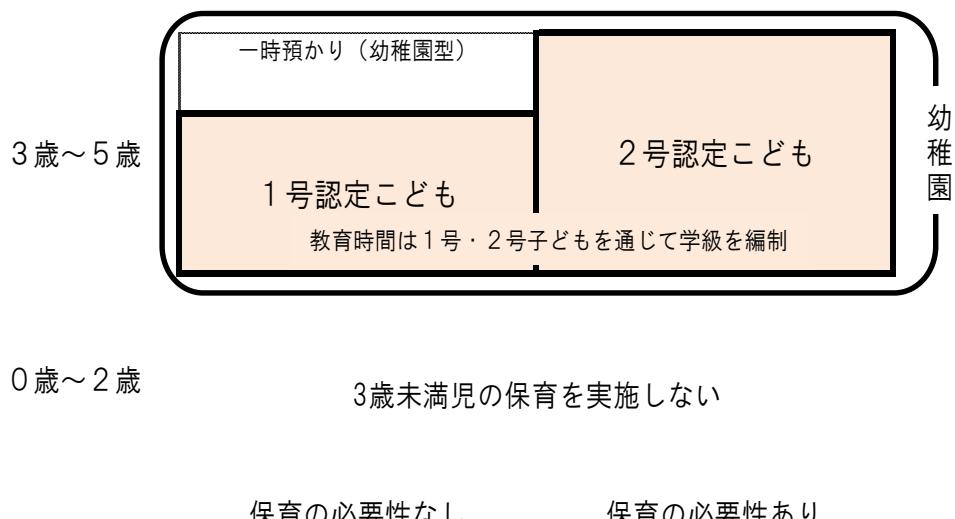
※大分市内所在の施設は大分市が認可

### ① 幼保連携型認定こども園 [法第17条第1項による認可]



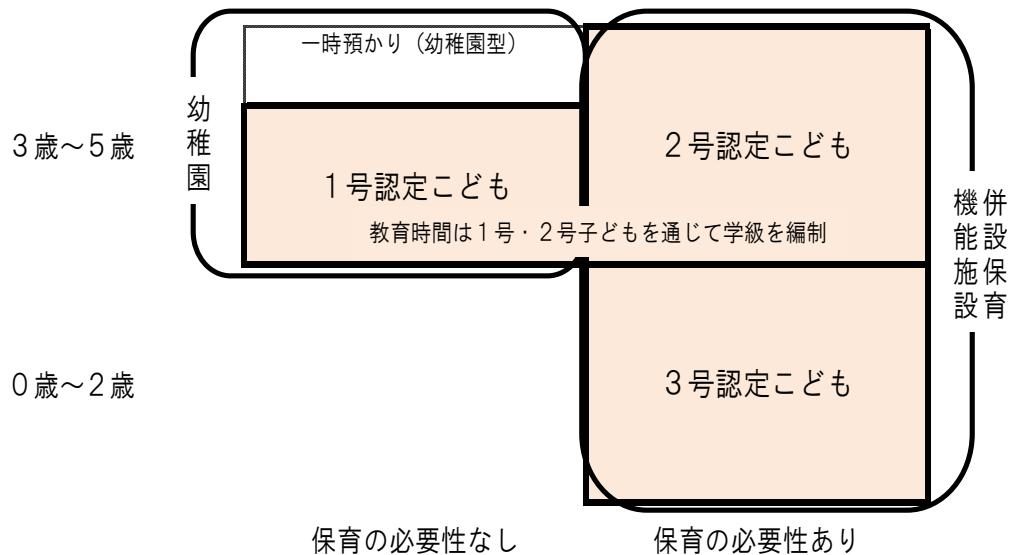
### ② 幼稚園型認定こども園

- ・単独型 [法第3条第2項第1号による認定]  
幼稚園が教育終了後、保育を必要とする子どもに対する保育を行うケース



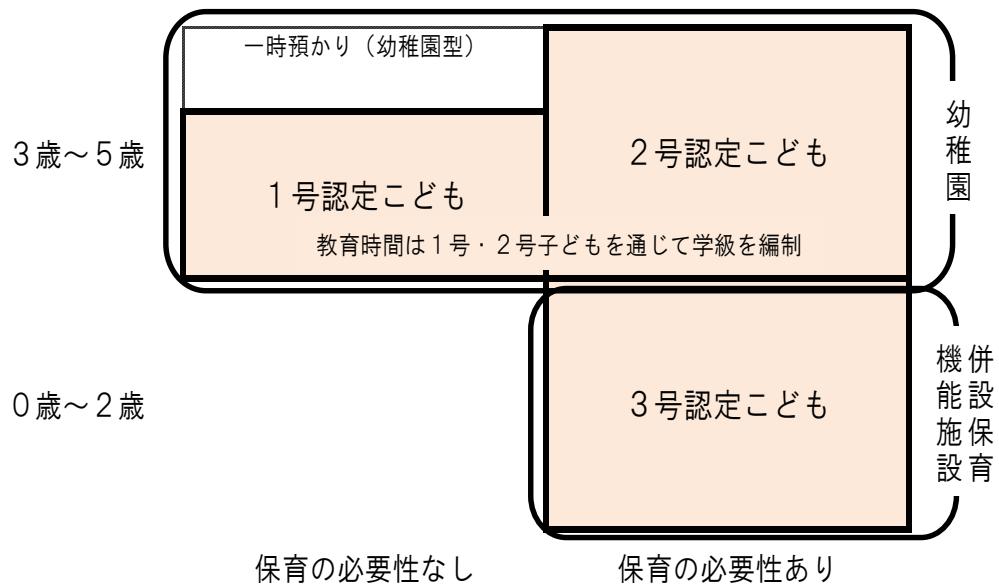
・並列型 [法第3条第4項第1号イによる認定]

幼稚園が併設する保育機能施設と連携して、教育・保育を行うケース



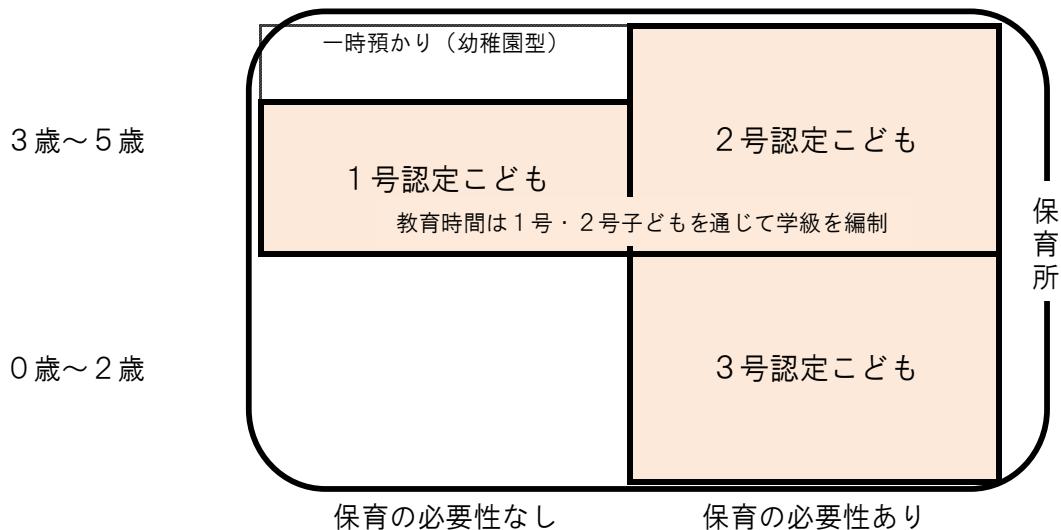
・接続型 [法第3条第4項第1号ロによる認定]

保育機能施設から幼稚園へと一貫して教育・保育を行うケース



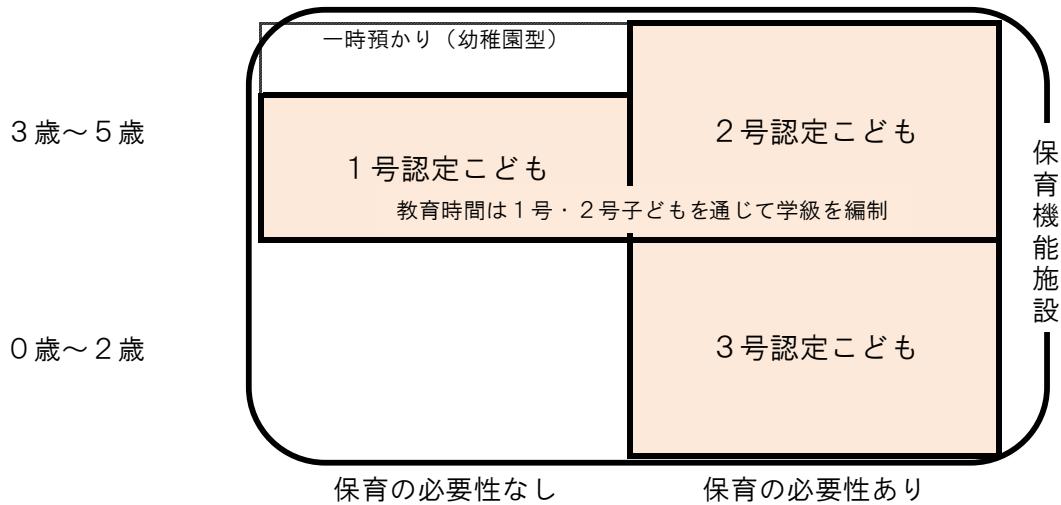
③ 保育所型認定こども園 [法第3条第2項第2号による認定]

保育所において、保育を必要としない満3歳以上の子どもを受入れ、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うケース



④ 地方裁量型認定こども園 [法第3条第2項第2号による認定]

保育機能施設において、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、保育を必要としない満3歳以上の子どもを受入れ、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うケース



### 3 用語解説

#### **子ども** (法第2条第1項)

- ・小学校就学の始期に達するまでの者

#### **幼稚園** (法第2条第2項)

- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

#### **保育所** (法第2条第3項)

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

#### **保育機能施設** (法第2条第4項)

- ・児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（次の①、②を除く）

- ① 1日に保育する子どもの数が5人以下である施設
- ② 半年を限度として臨時に設置される施設

- ・ただし、①の「1日に保育する子どもの数」からは、次に掲げる子どもの数を除く。（法施行規則第1条第1号）

ア 事業主がその雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主から委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該労働者の子どもの数

イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体から委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該労働者の子どもの数

ウ 児童福祉法施行規則第49条の2第1号ハの厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該組合等から委託を受けて当該構成員の子どもの保育を実施する施設にあっては、当該構成員の子どもの数

エ 店舗その他の事務所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業者から委託を受けて当該顧客の子どもを保育する施設にあっては、当該顧客の子どもの数

オ 設置者の四親等内の親族である子どもの数

**教育** (法第 2 条第 8 項)

- ・教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育

**保育** (法第 2 条第 9 項)

- ・児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項第 1 号に規定する保育

**子育て支援事業** (法第 2 条第 12 項、法施行規則第 2 条)

- ① 地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業
- ② 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業
- ③ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業
- ④ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

**1号認定子ども** (子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号)

- ・子どもの年齢が 3 ~ 5 歳
- ・保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）に該当しない
- ・教育標準時間 4 時間程度で通園

**2号認定子ども** (子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号)

- ・子どもの年齢が 3 ~ 5 歳
- ・保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）に該当する
- ・保育標準時間（原則 11 時間以内）や保育短時間（原則 8 時間以内）で通園

**3号認定子ども** (子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号)

- ・子どもの年齢が 0 ~ 2 歳
- ・保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）に該当する
- ・保育標準時間（原則 11 時間以内）や保育短時間（原則 8 時間以内）で通園

## 第2章 幼保連携型認定こども園の認可基準と運営

※大分市内に所在する施設は、大分市で定めた条例等に基づき認可することになる。

### 1 幼保連携型基準条例の基本的な考え方

- (1) 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する「単一の施設」として、国の府省令に基づき、県の基準を設ける。
- (2) 基準については、現行の幼稚園及び保育所の基準をベースとするが、幼稚園と保育所で基準の内容が異なる場合は高い方の水準を引き継ぐ。
- (3) 既存の幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、保育所（保育所型認定こども園含む）からの円滑な移行のため、「設備」に関する基準については、一定の移行特例を設ける。

### 2 学級の編制

【幼保連携型基準条例第5条、令6.1.29府省通知】

- (1) 満3歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しなければならない。
- (2) 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- (3) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とするが、地域の実情等に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編制するなど、弾力的な取扱いができるものとする。
- (4) 学級を編制するにあたっては、1号認定子どもに該当する園児と2号認定子どもに該当する園児を一体的に編制することを基本とする。
- (5) 学年の途中で満3歳に達した園児については、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、例えば、以下の①から③までの対応など、弾力的な取扱いをすることができる。
  - ① 当該年度中は2歳児クラス等に残る
  - ② 3歳児学級（年少）へ移る
  - ③ 3歳児学級（年少）とは別に、満3歳児学級を設ける 等

### 3 職員配置の基準

【幼保連携型基準条例第6条、認可手続規則附則第3～6、  
公定価格に関するFAQ】

(1) 次の職員配置計算表をもとに計算した職員数を配置する必要がある。

必要配置数 = (0歳児×1／3) + {(1歳児+2歳児)×1／6} + (3歳児×1／20) + {(4歳児+5歳児)×1／30}
※ 上記の区分に応じて小数点以下第2位を切り捨てて求めた数値を合計し、その合計値の小数点以下第1位を四捨五入したもの
※ 年齢は満年齢となる。ただし、給付上は、年度の初日の前日における満年齢による配置数を満たす必要がある
※ 常時2人以上の配置が必要となる。
※ 国の基準改正に伴い、令和6年4月1日から年齢別の保育教諭の配置基準については、乳児3人につき1人、1-2歳児6人につき1人、3歳児及び満3歳児15人につき1人、4歳以上児25人につき1人となったが、 <u>当分の間、改正前の基準で判断する。</u>

(2) (1) の表に定める職員数については、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ保育士登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(3) 教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人以上の配置が必要となる。ただし、当分の間、下記のとおりとする。

(職員の数等に係る特例)

○園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、職員配置計算表により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、(2)の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者(※)とすることができる。

○(2)に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この

場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

○1日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における（2）に定める者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

○（2）に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。また、満1歳未満の園児数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うにあたって（2）に定める者の支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

○前3項の規定により（2）に定める者を小学校教諭等免許状所持者、看護師等又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、看護師等又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は同項の規定により置かなければならない職員の数の1／3を超えてはならない。

#### ※ 知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者

【H28.5.27 こども未来課長通知】

次のいずれかに該当する者とする。

- ①子育て支援員研修のうち地域保育コースを修了した者
- ②家庭的保育者（注）

（注）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

#### 【第23条第2項】

家庭的保育者（略）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（略）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- 二 （児童福祉）法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

- (4) 学級ごとに、常勤かつ専任の保育教諭等を1人以上配置しなければならない。  
ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級の1／3の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- (5) 満3歳以上の園児に係る必要配置数が、学級数を下回る場合の必要配置数は学級数に相当する数となる。
- (6) 園長が専任でない場合は、原則として、(1)の必要配置数に1人増加しなければならない。
- (7) 幼保連携型認定こども園には、調理員を配置する必要がある。ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
- (8) 上記(1)から(7)のほか、公定価格の基本分単価に含まれている職員構成に基づく職員の配置が必要になることに留意すること。  
①主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭2名(1名は非常勤で可)  
②保育標準時間を受けた子どもが利用する施設については常勤保育教諭1名及び非常勤保育教諭(3時間)1名  
③保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については常勤休けい保育教諭1名(90人を超える場合は非常勤休けい保育教諭1名)  
※ ①～③の非常勤講師等は1名で可(運営開始後は、教育及び保育が円滑に行われているか、実態に応じて市町村が判断)

#### 4 職員について

#### 【法第 14 条】

- (1) 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。
- (2) 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
- (3) 次の職員を置くように努めなければならない。
- ・副園長又は教頭
  - ・主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
  - ・事務職員

#### 【職員の役割】

園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
教頭	園長（副園長を設置する場合は園長及び副園長。）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。
主幹保育教諭	園長（副園長又は教頭を置く場合は、園長及び副園長又は教頭。以下、この表において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
指導保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどる。
主幹養護教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び満 3 歳以上の園児の養護をつかさどる。
養護教諭	満 3 歳以上の園児の養護に従事する。
主幹栄養教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、満 3 歳以上の園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
栄養教諭	満 3 歳以上の園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
事務職員	事務に従事する。
助保育教諭	保育教諭の職務を助ける。
講師	保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。
養護助教諭	養護教諭の職務を助ける

## 5 園長及び職員の資格

### （1）園長の資格

【法施行規則第 12 条～第 14 条、法第 26 条】

- ① 原則として、教諭の専修免許状又は 1 種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けており、及び、5 年以上の教育職又は児童福祉事業（下記参照）の経験がなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者は、園長となることができない。
- ・禁固以上の刑に処された者
  - ・教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
  - ・教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
  - ・日本国憲法の施行日以後において、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力で破壊すること主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【教育職又は児童福祉事業の内容】（法施行規則第 12 条）

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法第百二十四条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職
- 二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十九条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第百二十四条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職
- 三 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五号）による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- 四 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学

## 校の長の職

- 五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
- 六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものとの職
- 七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものとの職
- 八 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院（同法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職
- 九 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職
- 十 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十一 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職
- 十二 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職
- 十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十四 家庭的保育事業等における事務職員の職
- 十五 第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
- 十六 外国の官公庁における前号に準ずるものとの職

- ② ただし、「同等の資格」を有すると設置者が認めた者について、園長となることができる。
- ③ 園長の資格は、副園長及び教頭の資格について準用する。  
(副園長及び教頭を配置基準に算入する場合は、次項に別要件あり。)

(2) 他の職員の資格

【法第 15 条】

① 職員の資格

主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師	幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者
主幹養護教諭、養護教諭	養護教諭の普通免許状を有する者
主幹栄養教諭、栄養教諭	栄養教諭の普通免許状を有する者
助保育教諭、講師	幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者
養護助教諭	養護助教諭の臨時免許状を有する者

② 保育教諭等の資格の特例

【法附則第 5 条、幼保連携型基準条例附則第 4 条】

A 保育教諭、助保育教諭及び講師

- 平成 27 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 15 年間（経過措置期間）は、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するもの）となることができる。
- 上記経過措置期間は、幼稚園助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するもの）となることができる。

※ 当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に（略）保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。

B 主幹保育教諭、指導保育教諭

- 平成 27 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までは、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭となることができる。

C 副園長、教頭（職員配置の員数に算入する場合）

- 平成 27 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までは、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の員数に算入することができる。

### ＜注意事項＞

#### 幼稚園教諭免許状の取扱い

- 幼稚園教諭免許状を持っている者が保育教諭等となる場合、修了確認期限の時期により、幼稚園教諭免許状の扱いが異なるので注意が必要
- ※免許状に関する問い合わせは、大分県教育委員会にお願いします。

《ケース 1》 令和 4 年 7 月 1 日時点で有効な免許状を持っていた場合  
→ 手続きなく、有効な免許状として保育教諭になることができる。

《ケース 2》 平成 21 年 3 月 31 日以前に初めて教員免許状を取得された方で、修了確認期限において現職教員ではなく、令和 4 年 7 月 1 日時点で既に修了確認期限を経過して休眠状態になっていた場合

→ 手続きなく、有効な免許状として保育教諭になることができる。

※休眠状態とは

更新教習修了確認を受けずに修了確認期間を経過した非現業教員の所持する免許状（免許状は失効していないが、教育職員になるためには更新講習修了確認を受ける必要がある状態）

《ケース 3》 ①平成 21 年 3 月 31 日以前に初めて教員免許状を取得された方で、修了確認期限において現職教員であり、令和 4 年 7 月 1 日時点で既に修了確認期限を経過していた場合

②平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて教員免許状を取得された方で、令和 4 年 7 月 1 日時点で既に修了確認期限を経過していた場合

→ 免許状は失効しているので再授与の手続きが必要。ただし保育士資格（登録が必要）があれば、経過措置期間中は、免許失効中でも引き続き保育教諭等になることができる。

#### ③ 特例期間中の保育教諭等

A 学級を担任する者については、幼稚園の教諭の普通免許状（臨時免許状）を有する者が就くことが望ましい。

B 満 3 歳未満の園児の保育に直接従事する者については、保育士が就くことが望ましい。

#### ④ 保健師、看護師又は准看護師の取扱い

保育教諭とみなされた看護師等については、保育に従事することとなるため、学級を担任することはできない。

## 6 施設設備

※面積は建築基準法施行令で定める方法（壁芯面積）による算出を可とする。

ただし、固定式の家具など建物に固定されているものは面積に含めない。

（容易に移動できるものは除く。）

※設計業者等に必ず以下の基準を伝達すること

※移行特例は平成 27 年 4 月 1 日以前に認可された施設に限る

移行後に同一の所在場所に園舎の建替えを行う場合、園舎に関しては移行特例の適用は不可、園庭に関しては引き続き適用してもよい。ただし、園舎を建替える以前より園庭の面積が減少しない場合に限るとともに、新設する園舎の屋上等を、（1）の⑤に掲げる要件を満たすように整備する等、可能な限り新設基準に適合するよう努めること

### （1）園舎の階数

【幼保連携型基準条例第 7 条及び第 15 条、  
認可手続規則第 13 条、R3.1.29 府省通知】

- ① 園舎は 2 階建て以下とする。ただし、特別な事情がある場合は、3 階建て以上とすることができる。
- ② 保育室等（乳児室、ほふく室、遊戯室又は便所）は 1 階に設置しなければならない。ただし、特別な事情がある場合であって、以下の要件を満たす場合には 2 階以上に設置することができる。

2階に設置する場合	A 構造	建築基準法に規定する耐火建築物であること	
	B 設備 (常用、避難用ごとに表中の設備を1以上設置しなければならない。)	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(※) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7の2号に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 4 屋外階段
C 転落防止	保育室等の園児が出入したり、通行する場所に転落事故防止設備が設けられていること		
3階に設置する場合	A 構造	建築基準法に規定する耐火建築物であること	
	B 設備 (常用、避難用ごとに表中の設備を1以上設置しなければならない。)	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7の2号に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備 3 屋外階段
Bの位置	避難上有効な位置に設けられ、保育室等から歩行距離が30m以下となるように設置されていること		
C 調理室	いすれかに該当すること	自動式のスプリンクラー設備等が設置されていること	
		調理用器具の種類の応じて有効な自動消火装置が設けられ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること	
	上記を満たさない場合	1 調理室以外の部分と調理室以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること 2 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分等に防火上有効にダンパーが設けられていること	
D 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ	不燃材料を使用していること		
E 転落防止	保育室等の園児が出入したり、通行する場所に転落事故防止設備が設けられていること		
F 消火設備	非常警報器具又は非常警報設備が設けられていること 消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること		
G その他	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること		
4階以上に設置する場合	A 構造	建築基準法に規定する耐火建築物であること	
	B 設備 (常用、避難用ごとに表中の設備を1以上設置しなければならない。)	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有する者に限る。)を通じて連絡することとし、かつ同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
C以下は3階に設置場合と同じ			

③ 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）から移行する場合の特例

特例適用の条件	要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 3 月 31 日現在、幼稚園が設置されており、当該幼稚園を廃止して、同一の所在場所において、既存の幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合</li> <li>・適正な運営が確保されていると認められるもの</li> </ul>	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を設けていること

④ 保育所（保育所型認定こども園含む）から移行する場合の特例

特例適用の条件	要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 3 月 31 日現在、保育所が設置されており、当該保育所を廃止して、同一の所在場所において、既存の保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合</li> <li>・適正な運営が確保されていると認められるもの</li> </ul>	児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年大分県条例第 61 号）に適合すること

⑤ 3 階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満 3 歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

ただし、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下 1 階の範囲内に園庭を有する場合に限り、満 3 歳以上の園児の保育室等を 3 階以上の階に設けることができる。この場合の園庭が屋上にある場合については、以下の要件を全て満たす必要がある。

i ) 耐火建築物であること

ii ) 教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮している

iii ) 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けていること

iv ) 避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等の防災上の観点に留意していること

v ) 園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できること

※実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積算入しない屋上の実際の利用を妨げるものではない。

## (2) 建物及びその附属設備の一体的設置

【R3.1.29 府省通知】

- ① 幼保連携型認定こども園は単一の施設として設置されるものであることから、幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、同一の敷地内または隣接する敷地内に設けることが前提となっている。ただし、公道を挟む程度など、実質的な違いがなく、園における活動上支障がない場合については、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と同様に設置が認められるものとする。
- ② 既存の幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や設備を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合については、以下の要件を全て満たす場合、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合であっても、幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 教育及び保育の適切な提供が可能であること
  - ・ 園児の移動時の安全が確保されていること
  - ・ それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有していること(※)
- ※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。また、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例（後述）が活用できる。

## (3)園舎の面積

【幼保連携型基準条例第7条、附則第5及び第6】

- ① 園舎の面積は、次のA及びBを合算した面積以上としなければならない。

## A 学級数に応じた面積（満3歳以上分）

学級数	面積
1学級	180m <sup>2</sup>
2学級以上	320+100×（学級数-2）m <sup>2</sup>

## B 園児数に応じた面積（満3歳未満分） i + ii + iii

- |                               |                           |
|-------------------------------|---------------------------|
| i ) 乳児室（満2歳未満の園児のうちほふくしないもの）  | 1.65 m <sup>2</sup> × 園児数 |
| ii ) ほふく室（満2歳未満の園児のうちほふくするもの） | 3.3 m <sup>2</sup> × 園児数  |
| iii ) 保育室又は遊戯室（満2歳以上）         | 1.98 m <sup>2</sup> × 園児数 |

計算例) 満3歳以上 100人(5学級)、0歳児3人、1歳児15人、2歳児20人 ※ほふくする子8人 ほふくしない子10人	
A	$320 + (5-2) \times 100 = 620 \text{ m}^2$
B	乳児室 $1.65 \times 10 = 16.5 \text{ m}^2$ 、ほふく室 $3.3 \text{ m}^2 \times 8 = 26.4 \text{ m}^2$ 2歳児保育室 $1.98 \times 20 = 39.6 \text{ m}^2$ <span style="float: right;"><u>82.5 m<sup>2</sup></u></span>
∴	<u>園舎基準面積 (A+B) = 702.5 m<sup>2</sup></u>

### ★ 保育所(保育所型認定こども園含む)からの移行特例

新設の場合	保育所から移行する場合						
A 学級数に応じた面積							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積 (m<sup>2</sup>)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td><td>180m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>2学級以上</td><td><math>320 + 100 \times (\text{学級数}-2) \text{ m}^2</math></td></tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (m <sup>2</sup> )	1学級	180m <sup>2</sup>	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数}-2) \text{ m}^2$	<u>A 1.98 m<sup>2</sup> × 園児数(満3歳以上)</u>
学級数	面積 (m <sup>2</sup> )						
1学級	180m <sup>2</sup>						
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数}-2) \text{ m}^2$						
B 乳児室面積 (1.65m <sup>2</sup> × 園児数) + ほふく室面積 (3.3m <sup>2</sup> × 園児数) + 満2歳以上満3歳未満面積 (1.98m <sup>2</sup> × 園児数)							

### (4) 園庭の位置及び面積

【幼保連携型基準条例第7条、附則第5及び第6、R3.1.29 府省通知】

- ① 園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。
- ② 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所(代替地)については、園庭としての必要面積に算入することはできない。
- ③ 園庭の面積は、次のA及びBを合算した面積としなければならない。

A イと口のうちいづれか大きい面積 (満3歳以上分)  
イ 学級数に応じた面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$

口 満3歳以上の園児1人につき、3.3m<sup>2</sup>を乗じて得た面積

B　満2歳以上満3歳未満の園児1人につき、3.3m<sup>2</sup>を乗じて得た面積

計算例) 満3歳以上100人(5学級)、満2歳以上満3歳未満の園児 15人
A イ $400+80 \times (5-3)=560 \text{ m}^2$ > 口 $3.3 \times 100=330 \text{ m}^2$ <u>560 m<sup>2</sup></u>
B $3.3 \times 15=49.5 \text{ m}^2$
∴ <u>園庭基準面積 (A+B) =609.5 m<sup>2</sup></u>

★ 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)からの移行特例【当分の間】

新設の場合	幼稚園からの移行の場合												
A イ、口の高い基準を採用 イ 学級数に応じた面積	<b>A学級数に応じた面積</b>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積 (m<sup>2</sup>)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td><math>330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2</math></td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td><math>400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2</math></td></tr> </tbody> </table> 口 園児数に応じた面積 $3.3 \text{ m}^2 \times$ <u>園児数(満3歳以上)</u>	学級数	面積 (m <sup>2</sup> )	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積 (m<sup>2</sup>)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td><math>330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2</math></td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td><math>400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2</math></td></tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (m <sup>2</sup> )	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$
学級数	面積 (m <sup>2</sup> )												
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$												
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$												
学級数	面積 (m <sup>2</sup> )												
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$												
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$												
B　満2歳以上満3歳未満に係る面積 (3.3m <sup>2</sup> ×園児数)													

★ 保育所(保育所型認定こども園含む)からの移行特例【当分の間】

新設の場合	保育所からの移行の場合						
A イ、口の高い基準を採用 イ 学級数に応じた面積							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積 (m<sup>2</sup>)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td><math>330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2</math></td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td><math>400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2</math></td></tr> </tbody> </table> 口 園児数に応じた面積 $3.3 \text{ m}^2 \times$ <u>園児数(満3歳以上)</u>	学級数	面積 (m <sup>2</sup> )	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$	<u>A 園児数に応じた面積 <math>3.3 \text{ m}^2 \times</math></u> <u>園児数(満3歳以上)</u>
学級数	面積 (m <sup>2</sup> )						
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$						
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$						
B　満2歳以上満3歳未満に係る面積 (3.3m <sup>2</sup> ×園児数)							

★ 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む。)及び保育所(保育所型認定こども園含む。)からの移行特例【当分の間】

以下の全ての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができる。

- ・園児が安全に移動できる場所であること
- ・園児が安全に利用できる場所であること

- ・園児が日常的に利用できる場所であること
- ・教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

#### ④ 屋上の取扱いについて

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にあり、かつ、以下の要件を全て満たす場合に限り、園庭として必要面積に算入することができる。

- i ) 耐火建築物であること
- ii ) 教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮している
- iii ) 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けていること
- iv ) 避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警棒設備等の防災上の観点に留意していること
- v ) 園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できること

※実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積算入できない屋上の実際の利用を妨げるものではない。

#### ★ 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む。)及び保育所(保育所型認定こども園含む。)からの移行特例【当分の間】

満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記 i から iv までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

#### (5)園舎に備えるべき設備

【幼保連携型基準条例第8条】

- ① 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室は遊戯室と、職員室は保健室とそれぞれ兼用することができる。
  - ・職員室
  - ・乳児室又はほふく室
  - ・保育室
  - ・遊戯室
  - ・保健室
  - ・調理室 ※特例あり ((6) 参照)
  - ・便所
  - ・飲料水用設備 (専用の水道蛇口または調理室において準備したお茶等)
  - ・手洗い用設備及び足洗い用設備 (園舎の主要な出入口に設置)

【保健室に備えるべき設備例】

- 一般的な設備  
机、椅子、幼児用ベッド、枕、毛布、脱衣かご 等
- 健康診断及び健康相談用  
身長計、体重計、体温計 等
- 救急措置及び疾病の予防措置用  
ピンセット、綿棒、包帯、ガーゼ、脱脂綿、担架 等

② 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

（6）調理室

【幼保連携型基準条例第8条及び第15条第1項】

（児童福祉施設基準条例第15条及び第49条】

- ① 幼保連携型認定こども園では、保育を必要とする子ども（いわゆる2号子ども、3号子ども）に該当する園児に対して、自園調理に基づいて食事を提供しなければならない。
- ② ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、以下の要件を満たす場合は、幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により提供できる。
  - ・食事の提供の責任が幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されている。
  - ・栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点から指導を受けられる体制にあること等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われている。
  - ・調理業務の受託者において、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する。
  - ・園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供し、アレルギー、アトピー等への配慮等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。
  - ・食育計画に基づき食事を提供するように努めている。

ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- ③ 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が20人に満たない場合は調理室を備えないことができる。

ただし、必要な調理設備を備えなければならない。

(7) 設備の面積基準

【幼保連携型基準条例第8条】

次の設備の面積は、次の面積以上とする。

- ・乳児室  $1.65\text{ m}^2 \times \text{園児数}$   
(満2歳未満の園児のうちほふくしないもの)
- ・ほふく室  $3.3\text{ m}^2 \times \text{園児数}$   
(満2歳未満の園児のうちほふくするもの)
- ・保育室又は遊戯室  $1.98\text{ m}^2 \times \text{園児数}$   
(満2歳以上の園児)

★ 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）からの移行特例

新設の場合	幼稚園からの移行の場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・乳児室 <math>1.65\text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳未満の園児のうちほふくしないもの)</li><li>・ほふく室 <math>3.3\text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳未満の園児のうちほふくするもの)</li><li>・保育室又は遊戯室 <math>1.98\text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳以上の園児)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・乳児室 <math>1.65\text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳未満の園児のうちほふくしないもの)</li><li>・ほふく室 <math>3.3\text{ m}^2 \times \text{園児数}</math> (満2歳未満の園児のうちほふくするもの)</li></ul>

(8) 備えるよう努める設備

【幼保連携型基準条例第8条】

- ・放送聴取設備（園内に一斉放送ができる設備）
- ・映写設備
- ・水遊び場
- ・園児清浄用設備（シャワーなど園児の身体を清潔にできる設備）
- ・図書室
- ・会議室

(9) 園具及び教具

【幼保連携型基準条例第9条】

- ① 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、

保育衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならぬ。

【園具及び教具の例】

机、腰掛（椅子）、黒板、下駄箱、傘立、ロッカー、すべり台、ぶらんこ、砂遊び場、積木、ブロック、紙芝居用具、絵本その他の図書、人形、ピアノ（オルガン）、簡易楽器（太鼓、タンバリン、シンバル、カスタネット等）、体重計、身長計、幼児用ベッド、花壇、植木鉢、水槽、シャベル、じょうろ、粘土板、はさみ、筆、絵の具 等

② 園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

7 食事の提供

【幼保連携型基準条例第15条第1項（児童福祉施設基準条例第49条）、R3.1.29 府省通知】

（1）提供範囲

2号認定子ども及び3号認定子どもに対して、自園調理の方法により提供することとしている（満3歳以上の園児については一定要件のもと外部搬入あり）。1号認定子どもに対する食事の提供は、各園の判断に委ねられていること。

（2）弾力運用

保護者が希望する場合や園の行事等（例：園で「お弁当の日」を設定する等）の際には、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、自園調理ではなく弁当の持参等の弾力的な取扱いができる。

8 教育及び保育を行う期間及び時間

【幼保連携型基準条例第10条】

（1）毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下らないこと。

※「特別の事情のある場合」とは、地震、火災、豪雨等の非常災害や伝染病の流行など、やむを得ない事情が生じた場合のことをさす。

（2）教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮が必要。

（3）保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育に係る標準的な

1日当たりの時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、8時間とし、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めることができる。

（4）保育を行う児童福祉施設としての位置付けでもあることから、保育所と同様、1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とし、1日の開園時間についても、保育所と同様に原則11時間とすること。

## 9 教育及び保育の内容

（1）幼保連携型認定こども園の目的 【法第2条第7項】

① 子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する（満3歳以上の子どもに対する「教育」、保育を必要とする子どもに対する「保育」の一体的提供）

② 保護者に対する子育ての支援

（2）教育及び保育の目標 【法第9条】

① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。

② 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。

③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。

④ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。

⑤ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。

⑥ 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図る。

### （3）教育及び保育の内容

【法第 10 条】

幼保連携型認定こども園の設置者は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容を遵守しなければならない。

## 10 子育て支援事業

【法第 2 条、法施行規則第 2 条、  
幼保連携型基準条例第 11 条】

### （1）子育て支援事業実施に係るポイント

① 地域の子育て世帯に対する支援となっているか。

園児の保護者のみならず、地域の全ての子育て世帯を対象に、広く子育て支援を行う。

② 保護者自身の子育て力の向上につながっているか。

単に保護者の育児を代わって行うのではなく、専門性を活かし、保護者への支援を通じて保護者自身の子育て力の向上を支援する。

③ 保護者が利用しやすい体制が確保されているか。

週 3 日以上開設するなど、保護者が利用希望するときに利用可能な体制を確保する。

④ 地域と連携できているか。

地域の子育て支援ボランティア、N P O、専門機関等と連携する等、地域の様々な人材や社会資源を活用する。

### （2）子育て支援事業のメニュー

① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

⇒ 例：集いの場、相談会等

② 地域や家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

⇒ 例：地域子育て支援センター等

③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

⇒ 例：一時預かり（一般型）等

④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

⇒ 例：ファミリー・サポート・センター、ホームスタート等

⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

⇒ 情報提供、育成支援等

※ 事業の選定に当たっては、地域の子育て支援のニーズに合致した事業を実施するために、施設の所在する市町村の認定こども園担当部署と事前（申請前）に相談すること。

※ 認可後も地域の子育て支援のニーズが変化することも想定されることから、市町村と意見交換を行う等適切な事業の維持、向上に努めること。

## 11 職員の資質の向上

【幼保連携型基準条例第15条第1項  
(児童福祉施設基準条例第9条)】

職員は、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

### （1）自己研さんの重要性

職員は、資質向上のため、自己研鑽に努めているか。

### （2）指導計画等の充実

研修の機会の確保のため、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、工夫を行っているか。

### （3）職員間の相互理解

例えば、満3歳以上の教育のみに従事している職員と満3歳未満の保育のみに従事している職員の相互理解を図るように努めているか。

### （4）幅広い研修の確保

職員に対する園内外における幅広い研修の機会が確保されているか。

### （5）園長に求められる能力の多様性

園長は、認定こども園の多様な機能を一体的に発揮させ、地域の人材及び資源を活用できるよう調整能力の向上に努めている。

【参考】教育公務員特例法に基づく法定研修（県で実施）

対象：公立幼保連携型認定こども園の保育教諭

内容：新採保育教諭研修、中堅保育教諭等資質向上研修（旧：10年経験者研修）

備考：私立幼保連携型認定こども園の保育教諭と合同で実施

## 12 管理・運営

### （1）幼保連携型認定こども園の設置者

【法第12条】

国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

### （2）園地・園舎の所有

【平26.12.18府省通知】

① 園の運営が安定的かつ継続的に行われることが必要であることから、原則として、設置者がその所有権を有していることが適當

② ただし、一定の要件を満たす場合には、民間からの借用が可能となる。

・ 設置者が学校法人の場合 … 幼稚園に準じた取扱い

○ 長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用であること。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないこと。

○ 学校等が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと。

・ 設置者が社会福祉法人の場合 … 保育所に準じた取扱い

○ 既存法人の場合 → 土地及び建物貸与可能

・ 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ登記しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は登記を行わなくても可。

・ 建物の賃貸借期間が10年以上

・ 貸主が、地方住宅公社等の信用力の高い主体である。

・ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに安定的に

<p>賃借料を支払う財源が確保されていること（1年分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること</li> </ul>
○ 既存法人以外の場合 → 土地のみ貸与可能
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ登記しなければならない。ただし、貸主が、地方住宅公社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、登記を行わなくても可。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに安定的に賃借料を支払う財源が確保されていること（1年分）</li> </ul>

（3）運営状況に関する評価

【法第23条、法施行規則第23条～第25条】

- ① 設置者は、教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営に状況について、「自己評価」を行い、その結果を公表するものとする。
- ② 設置者は、自己評価の結果を踏まえた「関係者評価」を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。  
「関係者」 … 園児の保護者、地域住民等（職員除く）
- ③ 設置者は、定期的に外部の者による評価（「第三者評価」）を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

評価のねらい		
教育・保育の質の保証・向上	園運営の改善	開かれた園づくり
園が教育・保育活動その他の園運営について目標を設定し、マネジメントサイクルを実施することで取り組みの改善を図る。	設置者等が園に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずる。また、外部評価を実施した場合には、園運営の改善策や方針について客観的かつ専門的な助言を得る。	評価の実施を通じて、保護者、地域住民等からの理解と参画を得て、園・家庭・地域の連携協力による園づくりを進める。

（4）運営の状況に関する情報の提供

【法第24条】

保護者が施設を適切に選択できるよう、教育・保育や子育て支援事業の内容をはじめとした事業内容等について、積極的に情報を公開する必要がある。

（5）非常災害対応

【幼保連携型基準条例第 15 条第 1 項  
(児童福祉施設基準条例第 7 条)】

- ① 災害の態様ごとに非常災害に対する具体的な計画を策定、非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備
- ② 職員への周知
- ③ 毎月 1 回以上の避難及び消火訓練の実施
- ④ 地域の自主防災組織及び近隣住民と連携した災害時における園児等の安全確保のための協力体制の確立（努力規定）
- ⑤ 災害時の他の施設等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力などの広域的相互応援体制の整備（努力規定）

（6）学校安全計画の策定

【法第 27 条（学校保健安全法第 27 条）】

園児の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、実施しなければならない。

（7）危険等発生時対処要領の作成等

【法第 27 条（学校保健安全法第 29 条）】

- ・園においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。
- ・園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- ・学校においては、事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

（8）食育の推進

【幼保連携型基準条例第 15 条第 1 項  
(児童福祉施設基準条例第 15 条)】

幼保連携型認定こども園は、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間形成などによる園児の心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めなければならない。

- ① 食育推進のための責任者の設置（努力規定）
- ② 食育の計画の策定（努力規定）
- ③ 地産地消の推進（努力規定）

（9）苦情への対応

【幼保連携型基準条例第 15 条第 1 項  
(児童福祉施設基準条例第 21 条)】

幼保連携型認定こども園は、教育及び保育、子育て支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるなどの窓口の設置等の措置を講じなければならない。

（10）園児の人権の擁護、虐待の防止

【幼保連携型基準条例第 15 条第 1 項  
(児童福祉施設基準条例第 6 条)】

幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じるよう努めなければならない。

- ① 責任者の設置
- ② 研修の実施

（11）出席簿、法定表簿

【法施行規則第 26 条（学校教育法施行規則第 25 条、第 28 条第 1 項及び第 2 項前段）、第 30 条】

① 園長は、在園する園児について出席簿を作成しなければならない。

② 法定表簿

園において、備えなければならない表簿は以下のとおり（5年保存）

- ・関係法令
- ・園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ・職員名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

- ・指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- ・入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- ・資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- ・往復文書処理簿

③ 指導要録

- ・園長は、在籍する園児の指導要録（園児の学習及び健康の状況を記録した書類）を作成しなければならない。
- ・園児が進学、転園した場合は、指導要録の抄本又は写しを作成し、進学先の校長、転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
- ・指導要録及びその写しのうち、入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存しなければならない。

(12) 学校保健計画の策定

【法第 27 条（学校保健安全法第 5 条）】

幼保連携型認定こども園は、園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、健康相談、環境衛生検査、園児などに対する指導その他保健に関する事項について、学校保健計画を策定し、実施しなければならない。

(13) 環境衛生検査

【法施行規則第 27 条（学校保健安全法施行規則第 1 条）】

- ・環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第 6 条に規定する学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示）に基づき行わなければならない。
- ・学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。
- ・学校においては、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

(14) 園児の健康診断

【法第 27 条（学校保健安全法第 13 条）、法施行規則第 27 条（学校保健安全法施行規則第 5 条～第 12 条）】

- ① 園児の健康診断については、入園時及び毎年度 2 回行わなければならない。なお、2 回のうち 1 回は 6 月 30 日までに行うこと。

② 検査項目

- ・身長及び体重
- ・栄養状態
- ・脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- ・視力及び聴力
- ・目の疾病及び異常の有無
- ・耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- ・歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ・心臓の疾病及び異常の有無
- ・尿
- ・その他の疾病及び異常の有無

※上記のほか健康項目に加えることができるもの

- ・胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能

③ 健康診断を行ったときは、園児の健康診断票を作成しなければならない。

- ・園児が転園した場合は、転園先に送付
- ・5年間の保存

④ 次のような場合で必要があるときは、臨時に、必要な検査項目について健康診断を行う。

- ・感染症又は食中毒の発生したとき
- ・風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき
- ・夏季における休業日の直前又は直後
- ・結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき
- ・卒業のとき

(15) 職員の健康診断 【法第27条（学校保健安全法第15条）、法施行規則第27条（学校保健安全法施行規則第13条～第17条）】

① 設置者は、毎年度定期に職員の健康診断を実施しなければならない。

② 検査項目

- ・身長、体重及び腹囲
- ・視力及び聴力
- ・結核の有無
- ・血圧
- ・尿

- ・胃の疾病及び異常の有無      ※妊娠中の女性職員除く
- ・貧血検査
- ・肝機能検査
- ・血中脂質検査
- ・血糖検査
- ・心電図検査
- ・その他の疾病及び異常の有無

※一部の項目については、年齢やBMIの数値如何により除外可。詳細は、学校保健安全法施行規則第13条参照。

- ③ 12 (14) ④と同じ場合で必要があるときは、臨時に、必要な検査項目について健康診断を行う。

- (16) 感染症の予防措置      【法第27条（学校保健安全法第19条～第21条、法施行規則第27条（学校保健安全法施行規則第18条～第21条）】

感染症	第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ
	第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
	第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

- ① 園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、出席を停止させることができる。
- ② 設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。  
⇒ この場合、臨時休業届（第8号様式）の提出が必要

病名の通称

重症急性呼吸器症候群	SARS
痘そう	天然痘
急性灰白髄炎	ポリオ
麻しん	はしか
流行性耳下腺炎	おたふく風邪
水痘	みずぼうそう
咽頭結膜熱	プール熱
腸管出血性大腸菌感染症	O157 等
流行性角結膜炎	はやり目
急性出血性結膜炎	アポロ病

(17) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 【法第 27 条（学校保健安全法第 23 条）  
法施行規則第 27 条（学校保健安全法  
施行規則第 22 条～第 24 条）】

① 幼保連携型認定こども園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置しなければならない。

i ) 学校医の職務

- ・学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・健康相談、保健指導、健康診断、疾病の予防措置、感染症の予防に関する必要な指導及び助言
- ・救急措置（園長の求めに応じ）

ii ) 学校歯科医の職務

- ・学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・健康相談、保健指導、健康診断のうち歯の検査 等

iii ) 学校薬剤師の職務

- ・学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・環境衛生検査
- ・環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言
- ・健康相談、保健指導
- ・使用する医薬品等の管理に関し必要な指導及び助言

- ② 学校医、学校歯科医、学校薬剤師はそれぞれの職務に従事したときは執務記録簿を作成し、園長に提出しなければならない。

(18) 認定こども園である旨の表示

【幼保連携型基準条例第 12 条】

幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

## 第3章 幼保連携型認定こども園の認可等に係る手続き

### 1 届出・認可申請

- 幼保連携型認定こども園の設置者については、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限られる。
- ※大分市所在の施設は、大分市（中核市）へ申請。（県とは取扱いが異なる）

#### （1）届出書・申請書

- ① 公立施設の設置については、届出となる。

幼保連携型認定こども園設置届出書（第1号様式）

- ② 私立施設の設置については、認可申請となる。

幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第4号様式）

- ③ 公私連携の設置については、届出となる。

公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書（第11号様式）

#### （2）申請前の準備

- ① 市町村との協議

幼稚園や保育所等の既存施設が認可を受ける際には、保護者に説明する必要があるが、その説明に当たって、認定こども園で実施する子育て支援事業について、施設が所在する市町村と調整していること（P30 参照）。

- ② 利用者負担額の整理（特に私立幼稚園の場合に注意）

##### ・基本負担額

施設型給付に移行した場合、保育料（基本負担額）は、国が定める基準を限度として保護者の世帯所得等に応じて市町村が定めることになる。

##### ・特定負担額

市町村の定める基本負担額に加えて、教育・保育の質向上の対価として特定負担額（いわゆる上乗せ徴収）を徴収する場合には、具体的な金額・費目と徴

収時期（月額、年額、入園時等の別）を整理し、その額や理由について、書面により、事前に保護者に説明・同意を得ることが重要である。

教育・保育に要する費用であり、消費税非課税

園則に記載すること必要。

＜費目例＞ ①施設整備費 ②施設維持費 ③特定職員配置費  
④特定職員人件費 ⑤研修充実費 ⑥●●教育経費

・実費徴収

実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意（書面同意は不要）を得る。

給付に係る教育・保育に要する費用として、消費税非課税。

園則に記載する必要はない。

＜対象経費＞

- 教材、学用品、制服、アルバム等
- 特別行事、園外活動等
- 1号、2号認定子どもの給食
- スクールバス 等

③ 各種計画の作成

幼保連携型認定こども園として、次の計画を作成する必要がある。

- ・教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- ・教育及び保育に従事する職員の研修計画
- ・子育て支援事業の実施に関する計画
- ・食育計画
- ・災害態様ごとの非常災害対応計画（地震、津波、風水害等）
- ・学校安全計画
- ・学校保健計画

（3）申請書類の作成

① 申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第4号様式）により行い、認可要件に適合することを証する書類を添付する必要がある。

② 申請書添付書類の留意点

A 「園則」と「運営規程」の関係

- ・幼保連携型認定こども園にあっては、「法に基づく園則」と「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第

39号)の規定による運営規程」を作成することとされている。

- ・運営規程として定めるべき事項が園則で網羅されていれば、園則と運営規程を兼ねることが可能。

#### 【参考】園則と運営規程の記載事項

園則記載事項 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則)	運営規程記載事項 (各市町村の特定教育・保育施設に係る基準条例)
<p>一 <u>学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項</u></p> <p>二 <u>教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項</u></p> <p>三 <u>保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項</u></p> <p>四 <u>利用定員及び職員組織に関する事項</u></p> <p>五 <u>入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項</u></p> <p>六 <u>保育料その他の費用徴収に関する事項</u></p> <p>七 <u>その他施設の管理についての重要事項</u></p>	<p>一 <u>施設の目的及び運営の方針</u></p> <p>二 <u>提供する特定教育・保育の内容</u></p> <p>三 <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>四 <u>特定教育・保育の提供を行う日(学期を含む)及び時間、提供を行わない日</u></p> <p>五 <u>支給認定保護者から受領する利用負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>六 <u>小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</u></p> <p>七 <u>特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(選考方法を含む)</u></p> <p>八 <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>九 <u>非常災害対策</u></p> <p>十 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>十一 <u>その他特定教育・保育施設の運営に関する事項</u></p>

- ・園則の利用定員は、認可された定員のことを指す

#### B 施設に関する書類は以下のとおり

- ・幼保連携型認定こども園施設設備基準適合調書【認可申請用】
- ・園地、園舎その他の設備の規模及び構造の概要(別添参考様式)
- ・施設の位置図、平面図(園舎の面積及び各保育室等の面積がわかるもの)
- ・土地及び建物の全部事項証明書、賃貸借契約書※該当する場合のみ

#### C 学級編成表

- ・別添参考様式を参考に作成すること

#### D 園具及び教具の明細表

- ・別添参考様式を参考に作成すること（P27 参照）

#### E 職員に関する書類 ※移行後の4月1日時点（予定）で作成すること

- ・幼保連携型認定こども園職員配置基準適合調書【認可申請用】
- ・教職員調書（別添参考様式）
- ・教職員名簿（別添参考様式）  
　　学校薬剤師を必ず記載すること
- ・ローテーション表（任意の1か月分）
- ・園長採用届（副園長採用届）  
　　法施行規則第13条による場合（「同等の資質を有する」と設置者が認めた場合）は、その理由書  
　　※人格や教育、保育についての熱意、識見、能力、経験等を勘案した上で、幼保連携型認定こども園の設置者の判断によるものとなるが、例えば、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者などが該当しうるものと考えられる。なお、幼稚園教諭の二種免許状を有する者については、単に有しているだけではなく、上記のような者である場合には、同等の資質を有すると判断して差し支えない。
- ・職員の免許状・資格証の写し、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類

#### F その他

- ・経費の見積り及び維持方法を記載した書類  
　　⇒ 子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト等
- ・設置年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- ・財産目録
- ・過去3年間の決算書
- ・定款又は寄附行為
- ・設置について、定款又は寄附行為で定める手続を経たことを証する書類
- ・法人の代表者の履歴書
- ・役員名簿（所定様式）
- ・法人の登記事項証明書
- ・提供するサービスの内容及び利用料

- ⇒ 一時預かり、延長保育のほか、送迎サービス、体操教室など、実施しているサービスすべての内容と利用料を記載したもの
- ・幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類
  - ⇒ 新年度の教育・保育過程
- ・年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類
  - ⇒ 今年度の年間（学期）指導計画（年齢別）
  - 今年度の月間指導計画（年齢別〔3歳未満児にあっては個別計画〕）
  - 今年度の週、日指導計画（年齢別）
- ・保育者の資質向上等の計画に関する書類
  - ⇒ 今年度の研修計画（園内・園外）
- ・子育て支援事業の内容を説明する書類
  - ⇒ 子育て支援事業の実施に関する計画。申請書の記載内容と合わせること
- ・子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
  - ⇒ 園則に記載している内容の選考方法（主に1号認定子ども）
- ・学校安全計画及び非常災害に対する計画に関する書類
  - ⇒ 学校安全計画
  - 災害態様ごとの非常災害に対する具体的な計画
- ・教育及び保育を行う子どもに関して契約している保険又は共済契約書類の写し
- ・情報提供の方法を記載した書類
  - ⇒ 園HP、園だよりなど、就園児及び未就園児への情報提供の方法を記載
- ・苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類
  - ⇒ 苦情解決責任者、第三者委員会等のお知らせ
  - 自己評価の実績（公表しているもの）
  - 外部評価の実績（任意）
- ・法第17条第2項各号の基準を満たすことを証する書類
  - ⇒ 法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式所定）
  - ※法人名義
- ・条例第15条において準用する児童福祉施設基準条例第23条の基準を満たすことを証する書類
  - ⇒ 暴力団排除に係る誓約書（様式所定）※法人名義
- ・その他知事が特に必要と認める書類
  - 給食開始届
  - 調理業務委託契約書及び受託事業者の営業許可証（写）（該当の場合）

- 学校保健計画
- 食育計画（任意）
- 避難訓練計画及び消防計画（毎月1回以上の避難及び消火訓練を実施していることがわかるもの）
- 出席簿、法定表簿、指導要録（様式で可）
- 危険等発生時対処要領
- 建築確認申請書の「申請書かがみ」、「第四面」、「検査済証」（2階建ての場合）
- 建築確認済証
- 防火対象物使用開始届（写）
- 消防用設備等検査済証
- 防火管理者届（写）
- 児童健康診断結果記録

※ 申請書類提出時に、「社会保険等への加入状況にかかる確認票」と社会保険及び労働保険への加入が確認できる資料（写し）もあわせて提出してください。  
提出書類（様式）は下記URLを参照してください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12470/hoikusho-shakaihoken.html>

★ 大分県庁HPの「サイト内検索」で『社会保険』と入力してください。

#### （4）申請窓口

幼保連携型認定こども園の認可申請は、所在市町村を経由して、大分県福祉保健部こども未来課を窓口として受け付け、教育庁義務教育課が連携して審査する。

#### （5）審査

認可通知の交付は年明けを目指とする。9月中に現地調査を実施する。  
全ての申請案件は、審査部会で審査のうえ、適当と認められた案件を認可することになる。

※ 既存施設（幼稚園、保育所）が幼保連携型認定こども園の認可（公立は届出）を受けたい場合は、幼稚園及び保育所の廃止手続きが必要になる。

また、幼保連携型認定こども園の設置者は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定されているので、学校法人及び社会福祉法人以外の者が幼保連携型認定こども園の認可申請にあたっては、学校法人及び社会福祉法人の設立が必要となる。スケジュール調整が必要になる場合があるので、認可等の権限を有している関係機関と事前に相談すること。

[認可等権者一覧]

施設区分	担当部署
公立幼稚園	県教育庁義務教育課
私立幼稚園	県福祉保健部こども未来課
公立・私立保育所	県福祉保健部こども未来課（大分市以外）
	大分市子どもすこやか部子ども企画課（大分市内）
認可外保育施設	県福祉保健部こども未来課（大分市以外）
	大分市子どもすこやか部保育・幼児教育課（大分市内）

法人区分	担当部署
学校法人	県福祉保健部こども未来課（幼稚園のみ設置法人）
	県総務部学事・私学振興課（上記以外）
社会福祉法人	県福祉保健部こども未来課（町村※）
	各市福祉所管部局（市）

※ 複数の市に社会福祉施設を設置している場合は、県の認可となる。

（6）市町村への協議

幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、あらかじめ当該園の設置する場所を管轄する市町村に協議する必要があることから、当該市町村に意見を求める。

（7）審査部会への意見聴取（年1回開催予定）

幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、あらかじめ審査部会の意見を聴取することとされており、法第25条の規定により、設置された「おおいた子ども・子育て応援県民会議幼保連携型認定こども園部会」（以下「審査部会」という。）に諮問することが求められている。審査部会の開催は年1回を予定しているので、申請時期に留意すること。

審査部会への諮問事項

- ① 設置、廃止・休止、設置者の変更の認可をしようとするとき
- ② 事業の停止、施設の閉鎖の命令をしようとするとき
  - ・設置者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき
  - ・設置者が改善命令に違反したとき

- ・正当な理由がないのに6ヶ月以上休止したとき
- ③ 認可の取消しをしようとするとき

#### （8）認可の通知

審査の結果、申請のあった施設が基準に適合し、かつ次に掲げる基準に該当しないと認める場合は、審査部会及び市町村の意見を踏まえて、施設に認可の通知を行うとともに当該施設の所在する市町村に対して情報提供する。

- ①申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ②申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ③申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ④申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ⑤申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの

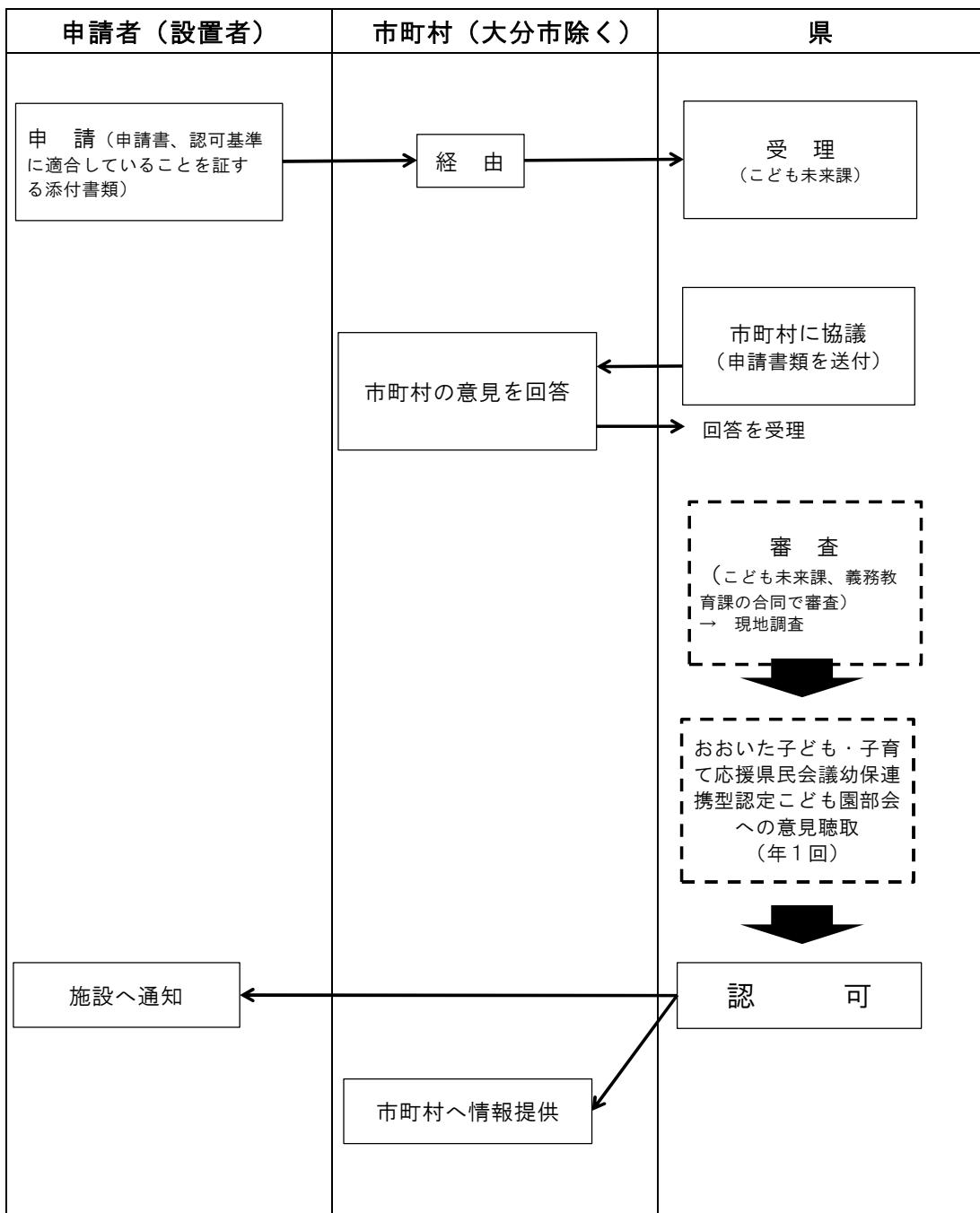
者

- 第1号、第2号又は前号に該当する者
- ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)
- ニ 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

次に掲げる要件のいずれかに該当するとき等は、設置の認可をしないことができる。

- ① 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の1号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(ニーズ)に既に達しているか、又は認可によってこれを越えることになるとき
- ② 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の2号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(ニーズ)に既に達しているか、又は認可によってこれを越えることになるとき
- ③ 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の3号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(ニーズ)に既に達しているか、又は認可によってこれを越えることになるとき

【認可申請に係る手続きフロー図】



## 2 設置後の手続き等

※大分市所在の施設は、大分市（中核市）へ申請。（県とは取扱いが異なる）

### （1）廃止又は休止の届出・申請 【法第17条、認可手続規則第3条】

- ① 公立施設の廃止・休止については、届出となる。  
幼保連携型認定こども園廃止・休止届出書（第2号様式）
- ② 私立施設の廃止・休止については、認可申請となる。  
幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書（第5号様式）
- ③ 施設を廃止又は休止する6ヶ月前までに届出・申請を行うこと。
- ④ 廃止・休止する場合は、廃止・休止後の園児の処遇について適切な措置を講じなければならない。

＜幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存＞ 【法施行令第8条】

幼保連携型認定こども園を廃止した場合は、指導要録の原本を、20年間から園において保存していた期間を控除した期間、次に掲げる者が保存しなければならない。

- ・公立施設 … 設置していた地方公共団体の長
- ・私立施設 … 都道府県知事（中核市）

※法人が存続する場合かつ適切に保存する場合は、法人が引き続き保存も可とする

### （2）設置者の変更の届出・申請 【法第17条、認可手続規則第3条】

- ① 公立施設の設置については、届出となる。  
幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（第3号様式）
- ② 私立施設の設置については、認可申請となる。※設置認可と同様の手続きが必要  
幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第6号様式）

### （3）変更の届出 【法第29条、法施行規則第15条、認可手続規則第6条】

- ① 幼保連携型認定こども園の届出を行った市町村又は設置の認可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、「幼保連携型認定こども園変更届出書」（第9号様式）又は「園長採用届（7号様式）」にて、あらかじめ届け出ることとなる。

変更する項目	内 容
①目的（公立を除く）	設置の目的を変更する場合
②施設の名称及び所在地	住居表示の実施に伴う変更も含む
③園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改修、増改築（建物を移転新築する場合も含む）により、敷地面積や建物の延べ床面積を変更する場合</li> <li>○仮園舎を設置する場合</li> </ul>
④運営に関する規程（園則）	<p>次に掲げる事項の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項</li> <li>○教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項</li> <li>○子育て支援事業に関する事項</li> <li>○利用定員及び職員配置に関する事項</li> <li>○学級数に関する事項</li> <li>○保育料その他の費用徴収に関する事項</li> <li>○その他の重要事項</li> </ul>
⑤法人代表者氏名（公立を除く）	
⑥認可定員	<p>1号、2号、3号毎に認可された定員の変更</p> <p>※子ども・子育て支援法（給付費）上の利用定員とは異なる（認可定員は利用定員の上限として設定）</p> <p>※利用定員の減少に合わせて、認可定員を減少させる必要はない</p>
⑦園長	
⑧分園の設置	
⑨分園の廃止	

※上記のほか「経費の見積り及び維持方法（公立を除く）」（事務効率化のため）、「教育及び保育等の概要」（他項目と重複及び軽微な変更扱いのため）についても、変更した場合は必要とされているが、変更届の提出は不要との扱いとする。

なお、変更届の他に「ここ de サーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）」の記載内容を変更する必要がある。

※学校法人は認定こども園としての変更届とは別に、学校法人としての変更手続きも併せて行う必要がある（学校教育法等）。

※「児童福祉施設変更届出書」を併せて提出する必要はない。

## ② 軽微な変更

次に掲げる事項については、届け出が必要ない軽微な変更となる。

### A 認可定員の変更

周知された一定の募集期間（例年の入所申込）において申込みのあった子どもの利用に応える場合、その入所年度に限り、10人未満の変更（号毎の定員の調整）は軽微な変更として届出は不要。ただし、園全体の認可定員を超過しないこと。

### B 施設の概要を除く教育保育概要の変更

教育又は保育の目標及び主な内容、園児の1日の活動内容、利用者負担の変更は軽微な変更として届出は不要

## ③ 必要添付書類

変更する項目	必 要 書 類
①目的	・理事会議事録の写し
②施設の名称及び所在地	・理事会議事録の写し（名称変更） ・所在地の新表記を証する書類
③園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	・幼保連携型_基準適合調書 ・園地・園舎の平面図 (各部屋の用途、面積（園庭面積）を明記したもの)  上記に加え、 【新築・増築の場合】 ・新築・増築に係る土地・建物の登記簿謄本の写し ・賃貸借の場合は契約書等の写し ・建築基準法に基づく検査済証の写し  【仮園舎の場合】 ・仮園舎の平面図及び位置図
④運営に関する規程（園則）	・変更後の園則 ・変更内容が分かる書類（新旧対照表など）
⑤法人代表者氏名	・理事会議事録の写し
⑥認可定員	・幼保連携型_基準適合調書
⑦園長	・園長の履歴書

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格を証する書類</li> <li>・学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類</li> </ul>
⑧分園の設置	<p>分園に関する以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型_基準適合調書</li> <li>・職員名簿</li> <li>・園地・園舎の平面図 (各部屋の用途、面積(園庭面積)を明記したもの)</li> <li>・本園との位置関係が分かる図面</li> <li>・土地・建物の登記簿謄本の写し、賃貸借の場合は契約書等の写し</li> <li>・建築基準法に基づく検査済証の写し (2階建て以上の場合は、建築確認申請書の「申請書かがみ」、「第四面」、「検査済証」の写しを追加)</li> <li>・園則</li> <li>・理事会議事録の写し</li> </ul>
⑨分園の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園児の取扱い、財産処分に関する書類</li> <li>・理事会議事録の写し</li> </ul>

※公立の場合「理事会議事録の写し」は不要

#### (4) 臨時休業に係る届出

- ① 感染症による臨時休業 【法第27条、認可手続規則第5条】  
 学校保健安全法第20条の準用により、幼保連携型認定こども園の設置者は、感染症の予防上必要に応じて、園の全部又は一部を臨時休業にできる。その場合、臨時休業報告書(第8号様式)により知事に報告しなければならない。  
 ただし、事前に市町村担当課に相談すること。
- ② 非常変災による臨時休業 【法施行規則第26条】  
 学校教育法施行規則第63条の準用により、非常変災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に教育又は保育を行わないことができる。その場合、公立施設の場合は、市町村長に報告しなければならない。  
 なお、私立施設にあっては、報告の必要はないが、状況を把握するため後日調査する場合がある。ただし、事前に市町村担当課に相談すること。

（5）運営状況報告

【法第 30 条、認可手続規則第 7 条】

- ① 認定こども園の設置者は、毎年 5 月 1 日現在の状況を 5 月 31 日までに県知事に報告しなければならない。  
・幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第 10 号様式）

② 添付書類

- A 当該事業年度の計画と前年度の実績に関する書類  
・教育及び保育に関する実施内容  
・保育者の資質の向上等に関する実施内容  
・子育て支援事業に関する書類
- B 子どもの入所実績に関する書類
- C 提供しているサービスの内容及び利用料に関する書類
- D 職員配置の状況に関する書類
- E 職員資格の状況に関する書類

3 認定こども園に関する情報の提供（4 類型共通）

【法第 28 条】

（1）県による周知

県は、インターネット等により、施設の利用を希望する者に法第 4 条第 1 項各号に掲げる事項及び教育保育概要を周知することとされている。  
※令和 2 年から「ここ de サーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）」によつて周知としている。

① 教育保育情報を周知するとき

- ・幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園の認定をしたとき  
(法第 3 条第 1 項又は第 3 項)  
・公立幼保連携型認定こども園の届出を受けたとき（法第 16 条）  
・私立幼保連携型認定こども園の認可をしたとき（法第 17 条第 1 項）  
・指定都市等の長が私立幼保連携型認定こども園の認可をし、当該指定都市等の長から関係書類の写しの送付を受けたとき（法第 18 条第 2 項）  
※大分県の場合は、大分市（中核市）所在の施設が対象  
・指定都市等の長が幼保連携型認定こども園を設置し、当該指定都市等の長から関係書類の提出を受けたとき（法第 18 条第 3 項）  
※大分県の場合は、大分市（中核市）所在の施設が対象

## ② 周知すべき教育・保育情報

### A 法第4条第1項各号に掲げる事項

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・施設の名称及び所在地
- ・保育を必要とする子どもに係る利用定員  
(満3歳未満と満3歳以上に区分)
- ・保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(満3歳以上)
- ・その他主務省令で定める事項

認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育所機能の別

認定こども園の名称

認定こども園の長の氏名

教育又は保育の目標及び内容

子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの

### B 教育保育概要(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)

- ・教育及び保育の目標並びに主な内容
- ・認定こども園が実施する子育て支援事業
- ・園児の一日の活動内容
- ・利用者負担に関する事項
- ・施設の概要(職員配置、施設設備等の概要、学級数)

## 第4章 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園の認定基準と運営

※大分市内に所在する施設は、大分市で定めた条例等に基づき認可することになる。

### 【注意】

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園については、以下に明記する認定こども園としての認定基準・運営基準を満たすとともに、それぞれ幼稚園、保育所として学校教育法や児童福祉法等の関係法令等を遵守しなければならない。

### 1 職員配置の基準 【幼稚園型等基準条例別表第1、令6.3.29留意事項通知】

(1) 次の職員配置計算表をもとに計算した職員数を配置する必要がある。

$$\begin{aligned}\text{必要配置数} &= (0\text{歳児} \times 1/3) \\ &+ \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} \\ &+ (3\text{歳児} \times 1/20) \\ &+ \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30\}\end{aligned}$$

※ 上記の区分に応じて小数点以下第2位を切り捨てて求めた数値を合計し、その合計値の小数点以下第1位を四捨五入したもの

※ 年齢は満年齢となる。ただし、給付上は、年度の初日の前日における満年齢による配置数を満たす必要があることに留意すること。充足しない場合は減額調整となる。

※ 常時2人以上の配置が必要となる。

※ 国の基準改正に伴い、令和6年4月1日から年齢別の保育教諭の配置基準については、乳児3人につき1人、1-2歳児6人につき1人、3歳児及び満3歳児15人につき1人、4歳以上児25人につき1人となったが、当分の間、改正前の基準で判断する。

(2) 満3歳以上の子どもについては、共通利用時間（4時間程度）は、学級を編制する必要があり、常勤かつ専任の学級担任を配置しなければならない。

(3) 1学級の子どもの数は35人以下とすること。

## 2 職員の資格

### 【幼稚園型等基準条例別表第2、認定手続規則第7条】

(1) 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有している必要がある。

(2) 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教諭の免許状と保育士の資格の併有者である必要がある。

ただし、次の場合は、一方の資格のみで可。

① 学級担任（満3歳以上）のみに従事する場合

⇒ 幼稚園教諭の免許状で可

② 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合で

あって学級担任を幼稚園教諭の免許状を有する者とすることが困難な場合

⇒ 次の要件をいずれも満たすときは、保育士の資格のみで可。

・認定を受けようとする保育所等（相当期間運営されている施設に限る。）において、保育に従事している。

・保育士の資格を有し、保育所等において3年以上の保育の実務経験がある。

・意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる

・幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている

例) 大学（短大）において必要な単位を履修している

例) 幼稚園教員資格認定試験を受験している（又は受験予定である。）

(3) 満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児（1日8時間程度利用）の教育及び保育のみに従事する場合

⇒ 保育士資格のみで可。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合に、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児（1日8時間程度利用）の教育及び保育に従事する者を保育士の資格を有する者を保育士の資格を有する者とすることが困難な場合、次の要件をいずれも満たすときは、幼稚園教諭の免許状のみを有する者で可。

・認定を受けようとする幼稚園又は認可外保育施設（いずれも相当期間運営されている施設に限る。）において、幼児教育に従事している。

・幼稚園の教員の免許状を有し、幼稚園において3年以上幼児教育に従事している。

・意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる。

- ・保育士資格の取得に向けた努力を行っている
  - 例) 指定保育士養成施設に在籍している
  - 例) 保育士試験を受験している（又は受験予定である）

（4）（2）の②、（3）の資格（免許）の取得に関する期間

一方の資格（免許）取得に向けた努力をしていることを前提に、もう一方の資格（免許）のみを有したままで従事することができる期間は、認定の日から起算して5年とする。

区分		幼稚園教諭免許	保育士資格（登録）
満3歳未満の子ども ※例外規定なし			○
満3歳以上の子ども	原則	○	○
	例外 ※相当期間運営されている認定を受けようとする幼稚園または保育所等で、幼児教育または保育に従事している場合 ※以下の①、②該当者は、条件付きで片方の免許（資格）で従事可能	○	
	①学級担任	○ → ※幼稚園教諭免許無の場合	○ ※下記の場合、保育士資格で可（ただし、認定から5年に限る） ①保育所型・地方裁量型 ②幼稚園教諭とすることが困難 ③保育所等において3年以上保育に従事 ④その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる ⑤幼稚園教諭免許取得に向けて努力している
	②教育及び保育時間相当利用児（2号認定子ども）に係る教育及び保育に従事	※下記の場合、幼稚園教諭免許で可（ただし、認定から5年に限る） ①幼稚園型・地方裁量型 ②保育士とすることが困難 ③幼稚園において3年以上保育に従事 ④その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる ⑤保育士資格取得に向けて努力している	←○ ※保育士資格無の場合

（5）認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者であること。

### 3 施設設備

### 【幼稚園型等基準条例別表第3、認定手続規則第8条】

※面積は建築基準法施行令で定める方法（壁芯面積）による算出を可とする。

ただし、固定式の家具など建物に固定されているものは面積に含めない。  
(容易に移動できるものは除く。)

※設計業者等に必ず以下の基準を伝達すること。

#### （1）園舎及びその附属設備の位置

幼稚園型認定こども園・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園（以下「幼稚園認定こども園等」という。）の園舎及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、例外として次の①及び②の要件を満たす場合は、この限りでない。

- ①子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- ②子どもの移動時の安全が確保されていること。

#### 【子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能かどうかの判断】

- イ 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等に在籍している子どもが日常的に合同して活動できているか。
- ロ 運動会等の行事において、すべての子どもが一齊に活動できているか。
- ハ 子どもに対する教育及び保育の提供に関し、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育所等の職員の連携が図られているか。
- ホ 子どもが幼稚園及び保育所等の間を移動する場合には、健康状態等について適切な引継ぎが行われているか。

#### 【子どもの移動時の安全が確保されているかどうかの判断】

- イ 子どもの移動が、往路及び復路のそれぞれについて、徒歩又は専用の車両の使用により概ね10分以内に行われ、当該移動が精神的及び肉体的に負担となるないものであるか
- ロ 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等の設置された安全な移動経路を確保し、複数の保育者を同行させる等必要な措置が執られているか。
- ハ 専用の車両により移動する場合は、安全な乗降場所を確保し、運転手とは別に保育者を同乗させる等必要な措置が執られているか。

## (2) 園舎の面積

- ① 次の表により算出した面積以上とする必要がある。ただし、満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。

学級数	面積
1学級	180m <sup>2</sup>
2学級以上	320+100×(学級数-2) m <sup>2</sup>

- ② 園舎の面積に係る既存施設の特例

既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、次の要件を満たす場合は①の基準を満たさなくても可。

- A 保育室又は遊戯室の面積が、満2歳以上の子ども1人につき1.98m<sup>2</sup>以上
- B 満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室に加えて、乳児室又はほふく室の設置が必要。その場合、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65m<sup>2</sup>以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3m<sup>2</sup>以上必要である。

年齢区分	施設の新設又は既存施設(幼稚園型)	既存施設(保育所型、地方裁量型)の特例
5歳児	<園舎面積>	
4歳児	学級数	面積
3歳児	1学級	180m <sup>2</sup>
2歳児	2学級以上	320+100×(学級数-2) m <sup>2</sup>
1歳児	<保育室又は遊戯室の面積> 1.98m <sup>2</sup> 以上／人	
0歳児	乳児室 1.65m <sup>2</sup> 以上／人 ほふく室 3.3m <sup>2</sup> 以上／人	

- ③ 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。

### (3) 保育室又は遊戯室の面積

- ① 満2歳以上の子ども1人につき、 $1.98\text{m}^2$ 以上必要となる。
- ② 保育室又は遊戯室の面積に係る既存施設の特例  
既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、満3歳以上の子どもに係る面積については、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が（2）の①を満たす場合は、①の基準を満たさなくても可。

年齢区分	施設の新設又は既存施設（保育所型）	既存施設（幼稚園型、地方裁量型）の特例						
5歳児	<保育室又は遊戯室の面積> $1.98\text{m}^2$ 以上／人	<園舎の面積> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td><td><math>180\text{m}^2</math></td></tr> <tr> <td>2学級以上</td><td><math>320+100\times(\text{学級数}-2)\text{m}^2</math></td></tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	$180\text{m}^2$	2学級以上	$320+100\times(\text{学級数}-2)\text{m}^2$
学級数	面積							
1学級	$180\text{m}^2$							
2学級以上	$320+100\times(\text{学級数}-2)\text{m}^2$							
4歳児								
3歳児								
2歳児								

### (4) 乳児室又はほふく室の面積

満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設置する必要がある。

- ① 乳児室の面積  
満2歳未満の子ども1人につき $1.65\text{m}^2$ 以上
- ② ほふく室  
満2歳未満の子ども1人につき $3.3\text{m}^2$ 以上

### (5) 屋外遊戯場の面積

- ① 次の基準を満たす必要がある。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$

②既存施設が認定を受ける場合、保育所型認定こども園にあってはAの基準、幼稚園型認定こども園にあってはBの基準、地方裁量型認定こども園にあってはA又はBの基準のいずれかに限る。

A　満2歳以上の子ども1人につき3.3m<sup>2</sup>以上であること。

B　次の表の面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについてAの基準により算定した面積を加えた面積以上であること。

年齢	Aの基準	Bの基準						
5歳児	子ども1人につき3.3m <sup>2</sup> 以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td><math>330 + 30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2</math></td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td><math>400 + 80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2</math></td></tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$
学級数	面積							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数}-1) \text{ m}^2$							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$							
4歳児								
3歳児								
2歳児	子ども1人につき3.3m <sup>2</sup> 以上							

#### （6）屋外遊戯場の場所の特例

保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園にあっては、次の要件をすべて満たす場合は、当該園の付近にある適当な場所をもって屋外遊戯場に代えることができる。

- ① 子どもが安全に利用できる場所であること。
- ② 利用時間を日常的に確保できる場所であること。  
※ 貸賃契約の締結や地上権の設定をするなどにより安定的かつ継続的に屋外遊戯場を確保することが望まれる。
- ③ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- ④ 上記（4）により算定した屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

## （7）調理室

① 認定こども園には、調理室を設置しなければならない（自園調理が原則）。

② 調理室に関する特例

A 満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の要件を全て満たす場合に限り、認定こども園以外の施設で調理し、搬入することができる。

ただし、その場合であっても、食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える必要がある。

- ・食事の提供の責任が認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されている。
- ・栄養士又は管理栄養士から、献立等について栄養の観点から指導を受けられる体制にあること等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われている。
- ・調理業務の受託者において、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- ・園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供し、アレルギー、アトピー等への配慮等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。
- ・食育計画に基づき食事を提供するように努めている。

B 幼稚園型認定こども園の場合、園内で調理する方法に食事の提供を行う園児の数が20人未満の場合は、調理室を備えないことができる。この場合、食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

## （8）保育室等を2階以上に設ける場合の要件

① 幼稚園型認定こども園の場合

幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の規定を満たす必要あり。

- ・園舎は、2階建以下を原則とする。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものについては、これらの施設を2階に置くことができる。

- ② 保育所型認定こども園の場合
  - ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大分県条例第 61 号）の規定を満たす必要あり。
  - ・建築基準法（昭和 25 年法律第 210 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）であること（3 階以上に保育室を設ける場合は耐火建築物であること）
  - ・子どもの待避のために必要な設備等を備えていること。
- ③ 地方裁量型認定こども園の場合にあっては次に掲げる要件を満たす必要あり。
  - ・建築基準法（昭和 25 年法律第 210 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）であること（3 階以上に保育室を設ける場合は耐火建築物であること）
  - ・子どもの待避のために必要な設備等を備えていること。

#### 4 教育及び保育の内容

【幼稚園型等基準条例別表第 4】

##### （1）留意事項

認定こども園の教育及び保育の内容は、次の①から⑤を踏まえ、県告示に掲げる内容に即したものであることが必要

- ① 子どもの最善の利益を基本とすること。
- ② 一人ひとりの人権を大切にする心を育てるものであること。
- ③ 幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されるものであること。
- ④ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえること。
- ⑤ 子どもの一日の生活リズムや集団生活の経験年数が異なること等、認定こども園に固有の事情に配慮したものであること

##### （2）項目別内容

「運営の指針」では、次の①から⑦の項目別に内容を示しているので、詳しくは「運営の指針」を参照すること。

- ① 教育及び保育の基本及び目標
- ② 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
- ③ 教育及び保育の計画並びに指導計画
  - ・教育課程（幼稚園）及び保育計画（保育所）の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成している。（年・学期・月・日）
  - ・教育時間相当利用児（1号認定子ども）と教育及び保育時間相当利用児（2号認定子ども）に配慮して、指導計画を作成している。
  - ・幼稚園教育保育要領と保育所保育指針に基づいて、共通利用時間の「ねらい及び内容」を設定し、教育及び保育を実施している。
  - ・学級による集団活動及び異年齢の子どもの活動を発達の状況の相違に配慮しつつ、適切に組み合わせている。
  - ・受験等を目的とした、単なる早期教育となることのないよう配慮すること。
- ④ 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成
  - ・満3歳に満たない子どもへの健康、安全、発達の確保の配慮がなされている。
  - ・利用時間が異なる子どもに対して、一日の生活リズムを整えるよう工夫している。特に、未満児への睡眠時間、満3歳児以上の子どもについては、遊ぶ場とくつろぐ場との適切な調和を工夫している。
  - ・共通利用時間に計画的に環境を構成し、子どもの相互の学び合いが深まり広がるよう工夫している。
  - ・子どもと保育者の信頼関係を築き、子どもとともににより良い教育及び保育環境を構成している。
- ⑤ 日々の教育及び保育の指導における留意点
  - ・0歳から就学前の子どもの発達の連續性を十分理解し、総合的な指導を行っている。
  - ・発達の個人差、施設利用の相違等を踏まえ、一人ひとりの子どもに配慮し、個別的な対応を行っている。
  - ・園における集団生活が円滑に行われるよう、家庭との連携協力を図っている。
  - ・生活リズムや利用時間の違いに配慮して、不安や動揺を与えないように配慮している。
  - ・共通利用時間において、同年代の子どもとの集団生活での主体的な活動を通して発達を促すように環境構成や指導等を工夫している。
  - ・子どもに対する食事の提供に当たって、献立等について栄養の観点からの指

導が受けられるなど、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。

- ・望ましい食習慣の定着を促すとともに、一人ひとりの食事の摂取後、量、食物アレルギーへの対応に配慮している。
- ・利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることに配慮している。
- ・子どもの午睡など睡眠時間は個人によって差があることから、一律にならないように配慮している。
- ・特別な配慮を要する子どもについて、健康状態、発達の状況などを的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境で生活ができるように留意している。
- ・子どもの状況を的確に把握し、家庭との連携を図っている。
- ・教育及び保育活動に対する保護者の参加を促すように工夫している。

#### ⑥ 小学校教育との連携

- ・小学校との連携に向けた教育及び保育の内容を工夫している。
- ・地域の小学校等との交流活動、合同研修を積極的に行っている。
- ・指導要録（抄本、写し）等の資料を通して、情報の共有を行っている。

#### ⑦ 地域の特性を生かした食育の推進

- ・教育及び保育に連動した「食育の計画」をもとに専門性を生かした指導を行っている。
- ・地域の食文化の継承、食物精算にかかる人々との交流など、食を大切に思い、感謝の気持ちをもって食事ができるように指導の工夫をしている。
- ・給食だより等により、食に関する情報の提供や、相談会の実施など保護者との連携を図っている。

## 5 保育者の資質の向上等

### 【幼稚園型等基準条例別表第5】

次の①から⑤の事項に掲げる内容に留意して、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図ることが必要。

#### ① 自己研さんの重要性

職員は資質の向上のため、自己研さんに努めることが重要。

#### ② 指導計画等の充実

研修の機会の確保のため、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等の工夫を行う。

③ 職員間の相互理解

幼稚園教諭免許を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図る。

④ 幅広い研修機会の確保

園長を含め、職員に対する園内外における幅広い研修機会の確保を行っている。

⑤ 認定こども園の長に求められる能力の多様性

園長は認定こども園の多様な機能を一体的に発揮させ、地域の人材及び資源を活用できるよう調整能力の向上に努めている。

6 子育て支援

【幼稚園型等基準条例別表第6】

① 子育て支援事業実施に係るポイント

i ) 地域の子育て世帯に対する支援となっているか。

園児の保護者のみならず、地域の全ての子育て世帯を対象に、広く子育て支援を行う。

ii ) 保護者自身の子育て力の向上につながっているか。

単に保護者の育児を代わって行うのではなく、専門性を活かし、保護者への支援を通じて保護者自身の子育て力の向上を支援する。

iii ) 保護者が利用しやすい体制が確保されているか。

週3日以上開設するなど、保護者が利用希望するときに利用可能な体制を確保する。

iv ) 地域と連携できているか。

地域の子育て支援ボランティア、NPO、専門機関等と連携する等、地域の様々な人材や社会資源を活用する。

② 子育て支援事業のメニュー

i ) 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業  
⇒ 例：集いの場、相談会等

ii ) 地域や家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助

を行う事業

⇒ 例：地域子育て支援センター等

iii) 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

⇒ 例：一時預かり（一般型）等

iv) 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

⇒ 例：ファミリー・サポート・センター、ホームスタート等

v) 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

⇒ 情報提供、育成支援等

- ※ 事業の選定に当たっては、地域の子育て支援のニーズに合致した事業を実施するために、施設の所在する市町村の認定こども園担当部署と事前（申請前）に相談すること。
- ※ 認可後も地域の子育て支援のニーズが変化することも想定されることから、市町村と意見交換を行う等適切な事業の維持、向上に努めること。

## 7 管理運営等

### 【幼稚園型等基準条例別表第7】

#### ① 認定こども園の長

認定こども園は多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置き、一体的な管理運営を行うことが必要である。

認定こども園が2つの施設（幼稚園と認可外保育施設）で構成されている場合であっても、一人の長を定めることが求められている。この場合、どちらかが片方の施設の長が兼務することも考えられる。

#### ② 保育を必要とする子どもの保育時間等

保育を必要とする子どもの保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して園長が定めることになる。一律に、保育所と同様の開所時間・期間が必要とされるわけではないが、週6回の開園、朝の登園時刻への対応、長期休業期間の対応等が必要になると考えられる。

③ 情報の公開

保護者が施設を適切に選択できるように、教育及び保育や子育て支援事業をはじめとした事業内容等について、積極的に情報公開する必要がある。

④ 防災等の体制

耐震、防災、防犯等子どもの健康や安全を確保する体制が必要。子どもの健康及び安全については、学校保健安全法、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえ、換気、採光、保温などの環境衛生、健康診断、感染症等の疾病の対応、事故防止等に留意する必要がある。

⑤ 補償体制

事故等が発生した場合の補償について、適切な保険又は共済制度へ加入する等の補償体制を整備する必要がある。

多くの幼稚園、保育所が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付においては、災害共済給付の対象として、幼保連携型認定こども園が単一の学校種として加わり、幼稚園型認定こども園の保育所機能施設部分及び地方裁量型認定こども園が、新たに対象となった。

⑥ 苦情解決の仕組み

保護者からの苦情に適切に対処するため、苦情を受け付ける窓口を設置するなどの措置を講ずることや、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図る必要がある。

⑦ 認定こども園である旨の表示

認定こども園は、園舎又は敷地の公衆の見やすい場所に認定こども園である旨の表示をしなければならない。

⑧ 保護者への説明

認定基準としては定めていないが、既存施設が認定の申請を行う場合は、施設に在籍している保護者に対して、現在の施設と認定を受けた後の施設における教育・保育内容、利用者、利用料金、契約等異なる事項について十分に説明し、理解を得るよう努める必要がある。

具体的には、保護者に対する説明会を開催し、保護者の疑問に丁寧に答え、利用者の立場に考えた対応が求められる。

## 8 過疎地域等における特例

【幼稚園型等基準条例別表第8、認定手続規則第9条】

### ① 特例の内容

認定を受けようとする施設が、次の要件を満たす場合、職員資格と施設基準の要件を緩和し、又は適用しない特例措置を受けることができる。なお、市町村長の意見書を添付することが必要。

- ・過疎地域等であること
- ・就学前の子どもの教育及び保育の場を確保するため、特に必要があると認められること

※緩和するのは、「職員資格」と「施設設備」の基準のみであることに留意。

※県内の対象地域

#### a.過疎地域（全部過疎）

日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、豊後大野市、  
国東市、姫島村、九重町、玖珠町

#### b.半島振興対策実施地域

豊後高田市、杵築市、国東市、日出町

#### c.振興山村地域

旧町村単位（昭和25年）で指定、県HPを参照

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/10112/asdasdasda.html>

### ② 特例の趣旨

旧町村部などにおいて、子どもの数が減少する中、幼稚園や保育所が別々のままでは、両施設ともに存続が危うくなる事態も想定されることから、認定こども園を選択肢の一つとして活用しやすくするため。

### ③ 想定されるケース（例）

- ・保育士資格のみを有する学級担任を配置する場合は、通常は幼稚園教諭免許の取得に向けて努力しなければならないが、過疎地域等においては、「現状で保育士の確保も難しいのに、両資格（免許）の併有まで義務付けられたら、職員が確保できない」という実情もあるため、資格併有に向けた努力義務を免除する取扱いとするケース
- ・施設を統合して新たに設置する場合には、幼稚園と保育所の両方の基準を満たさなければならないが、立地条件等によっては、それが難しい場合も想定されることから、過疎地域等においては、施設設備の基準を緩和し、保育所である認定こども園なら、保育所の基準を満たせば、幼稚園の基準を満たさなくても良いとするケース

## 第5章 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園の認定等に 係る手続き

### 1 認定申請

※大分市所在の施設は、大分市（中核市）へ申請。（県とは取扱いが異なる）

#### （1）申請前の準備

##### ① 市町村との協議

幼稚園や保育所等の既存施設が認定を受ける際には、保護者に説明する必要があるが、その説明に当たって、認定こども園で実施する子育て支援事業について、施設が所在する市町村と調整していること。

##### ② 利用者負担額の整理（特に私立幼稚園の場合に注意）

###### ・ 基本負担額

施設型給付に移行した場合、保育料（基本負担額）は、国が定める基準を限度として保護者の世帯所得等に応じて市町村が定めることになる。

###### ・ 特定負担額

市町村の定める基本負担額に加えて、教育・保育の質向上の対価として特定負担額（いわゆる上乗せ徴収）を徴収する場合には、具体的な金額・費目と徴収時期（月額、年額、入園時等の別）を整理し、その額や理由について、事前に保護者に説明・同意を得ることが重要である。

※教育・保育に要する費用であり、消費税非課税

※園則に記載すること必要。

＜費目例＞ ①施設整備費 ②施設維持費 ③特定職員配置費  
④特定職員人件費 ⑤研修充実費 ⑥●●教育経費

###### ・ 実費徴収

実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意（書面同意は不要）を得る。

※給付に係る教育・保育に要する費用として、消費税非課税。

※園則に記載する必要はない。

＜対象経費＞

- 教材、学用品、制服、アルバム等
- 特別行事、園外活動等
- 1号認定、2号認定子どもの給食
- スクールバス 等

③ 各種計画の作成

認定こども園として、次の計画を作成する必要がある。

- ・教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画
- ・教育及び保育に従事する職員の研修計画
- ・子育て支援事業の実施に関する計画
- ・食育計画
- ・非常災害対応計画（地震、津波、風水害等）

（2） 申請書類の作成

① 申請は、認定こども園認定申請書（第1号様式）により行い、認定要件に適合することを証する書類を添付する必要がある。【公立・私立】

② 認定こども園の認定申請と同時に保育所等の認可申請を同時に行っている場合は、認可のスケジュールに併せて認定審査を行う必要があることに留意すること。

[認可等権者一覧]

施設区分	担当部署
公立幼稚園	県教育庁義務教育課
私立幼稚園	県福祉保健部こども未来課
公立・私立保育所	県福祉保健部こども未来課（大分市以外）
	大分市子どもすこやか部子ども企画課（大分市内）
認可外保育施設	県福祉保健部こども未来課（大分市以外）
	大分市子どもすこやか部保育・幼児教育課（大分市内）

③申請書添付書類

※●は、申請者が学校法人又は社会福祉法人以外の者である場合に限る。

※◆は、幼稚園型認定こども園申請の場合に限る。

○職員配置の基準を満たすことを証する書類 ※移行後の4月1日時点（予定）で作成

- ・認定こども園職員配置基準適合調書【認可申請用】
- ・教職員調書（別添参考様式）

- ・教職員名簿（別添参考様式）
    - 幼稚園教諭免許の更新予定を備考欄に記載
    - ◆学校薬剤師を記載すること
  - ・ローテーション表（任意の1か月分）
- 認定こども園の長及び教育若しくは保育に従事する職員の資格を証する書類  
又はその写し（認定手続規則第7条第1項から第3項までに該当する場合にあっては、これらの規定に規定する書面を含む。）
- ・園長履歴書
  - ・職員の免許状・資格証の写し
  - ◆学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類
- 認定こども園の位置及びその周辺の状況を示す地図
- 敷地、屋外遊戯場、園舎の平面図
- ・園舎の面積及び各保育室等の面積がわかるもの（適合調書と面積が合致すること）
- 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- ・認定こども園施設設備基準適合調書【認可申請用】
  - ・園地、園舎その他の設備の規模及び構造の概要（別添参考様式）
  - ・土地及び建物の全部事項証明書、賃貸借契約書※該当する場合のみ
- 提供するサービスの内容及び利用料
- ・一時預かり、延長保育のほか、送迎サービス、体操教室など、実施しているサービスすべての内容と利用料を記載したもの
- 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類
- ・新年度の教育課程あるいは保育過程
- 年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類
- ・今年度の年間（学期）指導計画（年齢別）
  - ・今年度の月間指導計画（年齢別〔3歳未満児にあっては個別計画〕）
  - ・今年度の週、日指導計画（年齢別）
- 保育者の資質向上等の計画に関する書類
- ・今年度の研修計画（園内・園外）
- 子育て支援事業の内容を説明する書類
- ・子育て支援事業の実施に関する計画（申請書の記載内容と合わせること）
- 保育を必要とする子ども以外の子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
- ・園則に記載している1号認定子どもの内容の選考方法
- 防災の計画に関する書類
- ・災害態様ごとの非常災害に対する具体的な計画
- 教育及び保育を行う子どもに関して契約している保険又は共済契約書類の写

し

○情報提供等の方法を記載した書類

- ・園HP、園だよりなど、就園児及び未就園児への情報提供の方法を記載したもの

○苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類

- ・苦情解決責任者、第三者委員会等のお知らせ
- ・自己評価の実績（公表しているもの）
- ・外部評価の実績（任意）

○法第3条第5項第4号の基準を満たすことを証する書類

- ・法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（所定様式。法人名義）

○条例第5条の基準を満たすことを証する書類

- ・暴力団排除に係る誓約書（法人名義）

○条例別表の第8に規定する過疎地域等における特例の適用を受けようとする場合にあっては、就学前の子どもの教育及び保育の場を確保する必要性を記載した書類並びに市町村長の意見書

●設置年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書

●財産目録

●定款等

●設置について、定款等で定める手続を経たことを証する書類(法人が設置する場合に限る。)

●申請者(法人が設置する場合は代表者)の履歴書

●役員名簿(法人が設置する場合に限る。)

●法人の登記事項証明書(法人が設置する場合に限る。)

●法第3条第5項第3号に係る市町村意見書

○その他知事が特に必要と認める書類

- ・給食開始届
- ・調理業務委託契約書及び受託事業者の営業許可証（写）（該当の場合）
- ・建築確認申請書の「申請書かがみ」、「第四面」、「検査済証」（2階建ての場合）
- ・役員名簿
- ・建築確認済証
- ・防火対象物使用開始届（写）
- ・消防用設備等検査済証
- ・防火管理者届（写）
- ・食育計画（任意）

- ・避難訓練計画及び消防計画（毎月1回以上の避難及び消火訓練を実施していることがわかるもの）
- ・事故防止対策マニュアル（SIDS 対策を含む）
- ・感染症対策マニュアル
- ・児童健康診断結果記録
- ◆学校安全計画・学校保健計画
- ◆出席簿、法定表簿、指導要録（様式で可）
- ◆危険等発生時対処要領
- ◆環境衛生検査結果（飲料水水質検査結果）

※申請書類提出時に、「社会保険等への加入状況にかかる確認票」と社会保険及び労働保険への加入が確認できる資料（写し）もあわせて提出してください。

提出書類（様式）は下記URLを参照してください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12470/hoikusho-shakaihoken.html>

★ 大分県庁HPの「サイト内検索」で『社会保険』と入力してください。

### （3）申請窓口

幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可申請は、所在市町村を経由して、大分県福祉保健部こども未来課を窓口として受け付け、教育庁義務教育課が連携して審査する。

### （4）審査

認定通知の公布は年明けを目処とする。9月中に現地調査を実施する。

全ての申請案件は、庁関係各課との審査・協議のうえ、適当と認められた案件を認可することになる。

### （5）市町村への協議

幼稚園型認定こども園の認定にあたっては、あらかじめ当該園の設置する場所を管轄する市町村に協議する必要があることから、当該市町村に意見を求める。

### （6）認定の通知

審査の結果、申請のあった施設が基準に適合する場合、また、次に掲げる基準によって適合する場合（申請者が学校法人又は社会福祉法人である場合は第4号の基準のみ）、市町村の意見を踏まえて、施設に通知するとともに当該施設が所在する

市町村に対して情報提供する。

- ① 法第3条第1項若しくは第3項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。
- ② 当該申請に係る施設を設置する者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)とする。次号において同じ。)が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- ③ 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。
- ④ 次のいずれにも該当するものないこと。
  - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ(略)において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が1/2を超える、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が1/2を超える、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若し

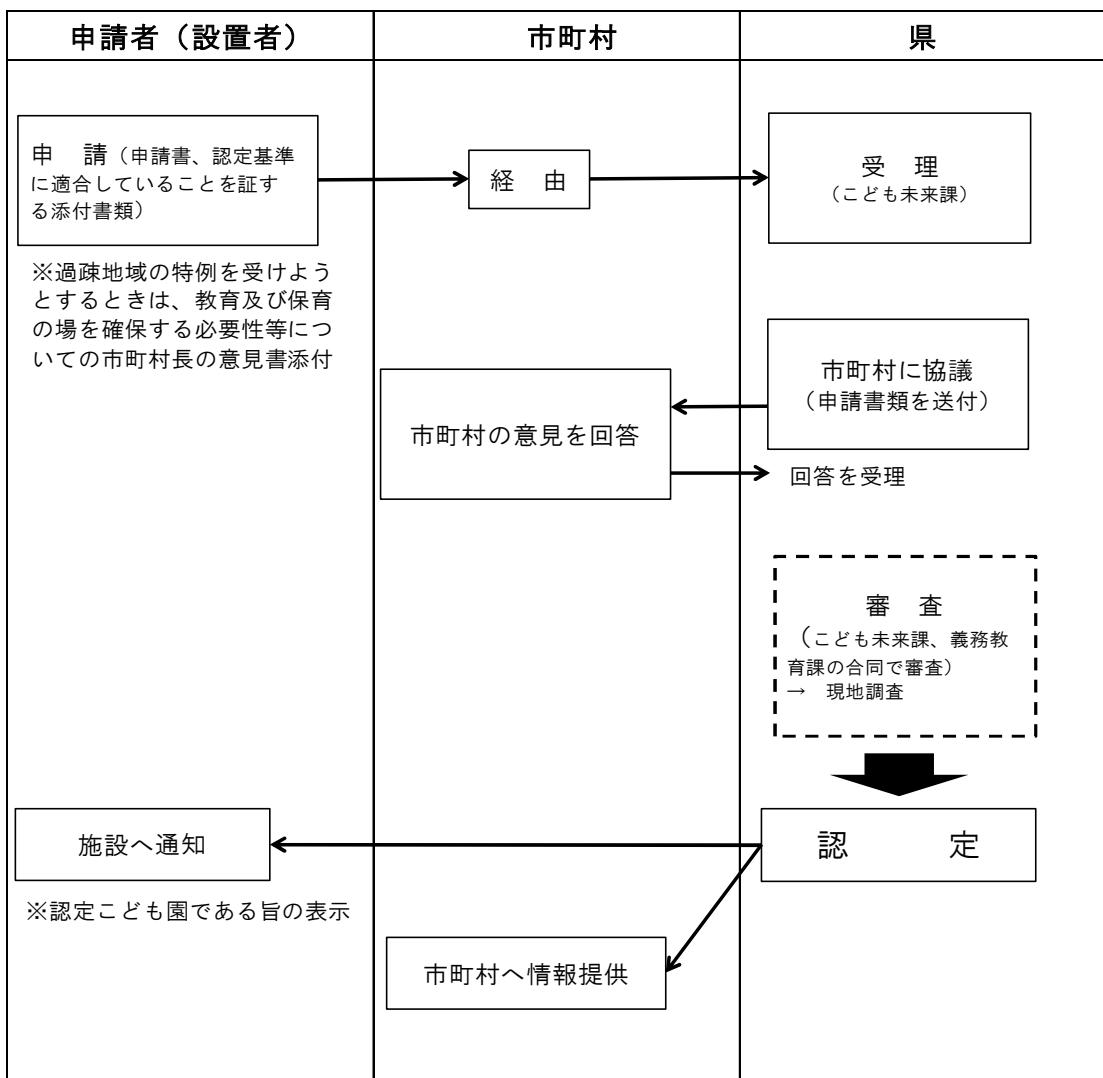
くはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が1／2を超える、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、木本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

- ヘ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるものであるとき。
- チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

次に掲げる要件のいずれかに該当するとき等は、設置の認可をしないことができる。

- ① 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の1号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（ニーズ）に既に達しているか、又は認定によってこれを越えることになるとき
- ② 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の2号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（ニーズ）に既に達しているか、又は認定によってこれを越えることになるとき
- ③ 申請施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の3号認定子どもに係る利用定員の総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（ニーズ）に既に達しているか、又は認定によってこれを越えることになるとき

【認定手続きのフロー図】



## 2 認定後の手続き等

※大分市所在の施設は、大分市（中核市）へ申請。（県とは取扱いが異なる）

### （1）変更の届出 【法第29条第1項、認定手続規則第4～5条】

① 認定こども園（幼保連携型以外）の設置者は、次の事項を変更する場合は、「変更届出書」（第3号様式）にて、あらかじめ届け出こととなる。

変更する項目	内 容
①施設の名称 及び所在地	住居表示の実施に伴う変更も含む
②設置者の氏 名・住所並び に法人代表 者氏名	（個人経営）設置者の氏名・住所 （法人経営）代表者氏名
③施設の概要 (教育保育概 要)	○学級数 ○改修、増改築（建物を移転新築する場合も含む）により、 敷地面積や建物の延べ床面積を変更する場合 ○仮園舎を設置する場合
④認可定員	1号、2号、3号毎に認可された定員の変更 ※子ども・子育て支援法（給付費）上の利用定員とは異なる (認可定員は利用定員の上限として設定) ※利用定員の減少に合わせて、認可定員を減少させる必要はない
⑤園長	
⑥分園の設置	
⑦分園の廃止	

※別途「ここ de サーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)」の記載内容を  
変更する必要がある

※学校法人は認定こども園としての変更届とは別に、学校法人としての変更手  
続きも併せて行う必要がある（学校教育法等）

※保育所型は保育所としての「児童福祉施設変更届出書」の提出は不要とする。

### ② 軽微な変更

次に掲げる事項については、届け出が必要ない軽微な変更となる。

#### A 認可定員の変更

周知された一定の募集期間（例年の入所申込）において申込みのあった子どもの利用に応える場合、その入所年度に限り、10人未満の変更（号毎の定員の調整）は軽微な変更として届出は不要。ただし、園全体の認可定員を超過しないこと。

#### B 施設の概要を除く教育保育概要の変更

教育又は保育の目標及び主な内容、子育て支援事業、園児の1日の活動内容、利用者負担の変更は軽微な変更として届出は不要

#### ③ 必要添付書類

変更する項目	必 要 書 類
①施設の名称 及び所在地	<ul style="list-style-type: none"><li>・理事会議事録の写し（名称変更）</li><li>・所在地の新表記を証する書類</li></ul>
②設置者の氏名・住所並びに 法人代表者氏名（公立は除く）	<ul style="list-style-type: none"><li>・（法人経営）理事会議事録の写し</li></ul>
③施設の概要 (教育又は保育の概要)	<ul style="list-style-type: none"><li>・3類型_基準適合調書</li><li>・園地・園舎の平面図 (各部屋の用途、面積(園庭面積)を明記したもの)</li></ul> <p>上記に加え、</p> <p><b>【新築・増築の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新築・増築に係る土地・建物の登記簿謄本の写し、 賃貸借の場合は契約書等の写し</li><li>・建築基準法に基づく検査済証の写し</li></ul> <p><b>【仮園舎の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・仮園舎の平面図及び位置図</li></ul>
④認可定員	<ul style="list-style-type: none"><li>・3類型_基準適合調書</li></ul>
⑤園長	<ul style="list-style-type: none"><li>・園長の履歴書</li><li>・資格を証する書類</li><li>・学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類(幼稚園型のみ)</li></ul>

⑥分園の設置	<p>分園に関する以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3類型_基準適合調書</li> <li>・職員名簿</li> <li>・園地・園舎の平面図 (各部屋の用途、面積(園庭面積)を明記したもの)</li> <li>・本園との位置関係が分かる図面</li> <li>・土地・建物の登記簿謄本の写し、賃貸借の場合は契約書等の写し</li> <li>・建築基準法に基づく検査済証の写し (2階建て以上の場合は、建築確認申請書の「申請書かがみ」、「第四面」、「検査済証」の写しを追加)</li> <li>・園則</li> <li>・理事会議事録の写し</li> </ul>
⑦分園の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園児の取扱い、財産処分に関する書類</li> <li>・理事会議事録の写し</li> </ul>

※公立の場合「理事会議事録の写し」は不要

(2) 運営状況報告

【法第30条、認定手続規則第6条】

① 認定こども園の設置者は、毎年5月1日現在の状況を5月31日までに県知事に報告しなければならない。

- ・認定こども園運営状況報告書(第4号様式)

② 添付書類

A 当該事業年度の計画と前年度の実績に関する書類

- ・教育及び保育に関する実施内容
- ・保育者の資質の向上等に関する実施内容
- ・子育て支援事業に関する書類

B 子どもの入所実績に関する書類

C 提供しているサービスの内容及び利用料に関する書類

D 職員配置の状況に関する書類

E 職員資格の状況に関する書類

(3) 廃止又は休止の届出・申請

## ① 保育所型認定こども園

児童福祉法に基づき、保育所としての手続きを行う。

- ・公立の場合

児童福祉施設廃止・休止届出書（第16号様式）

- ・私立の場合

児童福祉施設廃止・休止承認申請書（第17号様式）

## ② 幼稚園型認定こども園

学校教育法に基づき、幼稚園としての手続きを行う

- ・私立の場合

学校廃止認可申請書（第2号様式）

休園届

※認定の廃止は原則行っていない。

※廃止・休止する場合は、廃止・休止後の園児の処遇について適切な措置を講じなければならない。

## 3 認定こども園に関する情報の提供（4類型共通）

【法第28条】

### （1）県による周知（4類型共通）

県は、インターネット等により、施設の利用を希望する者に法第4条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要を周知することとされている。

※令和2年から「ここ de サーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)」によつて周知としている。

## ① 教育保育情報を周知するとき

- ・幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園の認定をしたとき

（法第3条第1項又は第3項）

- ・公立幼保連携型認定こども園の届出を受けたとき（法第16条）

- ・私立幼保連携型認定こども園の認可をしたとき（法第17条第1項）

- ・指定都市等の長が私立幼保連携型認定こども園の認可をし、当該指定都市等の長から関係書類の写しの送付を受けたとき（法第18条第2項）

※大分県の場合は、大分市（中核市）所在の施設が対象

- ・指定都市等の長が幼保連携型認定こども園を設置し、当該指定都市等の長から関係書類の提出を受けたとき（法第18条第3項）

※大分県の場合は、大分市（中核市）所在の施設が対象

## ② 周知すべき教育・保育情報

### A 法第4条第1項各号に掲げる事項

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・施設の名称及び所在地
- ・保育を必要とする子どもに係る利用定員  
(満3歳未満と満3歳以上に区分)
- ・保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(満3歳以上)
- ・その他主務省令で定める事項  
認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育所機能の別  
認定こども園の名称  
認定こども園の長の氏名  
教育又は保育の目標及び内容  
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの

### B 教育保育概要(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)

- ・教育及び保育の目標並びに主な内容
- ・認定こども園が実施する子育て支援事業
- ・園児の一日の活動内容
- ・利用者負担に関する事項
- ・施設の概要(職員配置、施設設備等の概要、学級数)